

第 1 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

3 月 6 日

平成31年第1回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成31年3月6日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成31年3月6日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	平成31年3月6日 午後4時27分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 讓 治	6 番	宮 平 清 志
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	2 番	宮 平 喜 文	3 番	垣 花 太 郎
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	宮 平 壯 一 郎
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	副 村 長	宮 平 真 由 美		
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	松 田 力		
	産 業 振 興 課 長	中 村 悟		
	会 計 課 長	垣 花 健		

平成31年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成31年3月6日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		施政方針
6		一般質問
7		提出議案の説明（議案第1号～議案第9号まで）
8	議案第1号	専決処分の承認について（平成30年度座間味村一般会計補正予算（第6号））
9	議案第2号	平成30年度座間味村一般会計補正予算（第7号）について
10	議案第3号	平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
11	議案第4号	平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
12	議案第5号	平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について
13	議案第6号	平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
14	議案第7号	平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
15	議案第8号	平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
16	議案第9号	平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
17	議案第10号	座間味村過疎地域自立促進計画の変更について
18	議案第11号	座間味村税条例の一部を改正する条例について 議案第12号は取り下げのため欠番
19	議案第13号	阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス設置条例の全部を廃止する条例について
20	議案第14号	阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の全部を廃止する条例について
21	議案第15号	座間味村使用料条例の一部を改正する条例について
22	議案第16号	座間味村キャンプ等禁止区域に関する条例の制定について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成31年第1回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 宮平喜文議員及び3番 垣花太郎議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月8日までの3日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から3月8日までの3日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成30年12月12日～平成31年3月6日

- 12月18日 例月出納検査（特別会計・航路事業特別会計）
- 12月19日 例月出納検査（一般会計）
- 1月 9日 南部地区市町村議会議長会役員会・定例会
- 〃 南部離島町村長議長連絡協議会臨時総会
- 〃 南部地区関係団体合同新年懇親会
- 1月11日 ホエールウォッチング・フェスタ2019オープニングセレモニー
- 1月13日 平成31年成人式（阿嘉離島総合センター）
- 1月16日 茨城県石岡市議会議員座間味村行政視察研修
- 1月23日 例月出納検査（特別会計・航路事業特別会計）
- 1月24日 例月出納検査（一般会計）
- 1月29日 南部離島町村長議長連絡協議会定期総会
- 1月30日 沖縄県町村議会副議長研修会・交流会
- 2月 7日 沖縄県介護保険広域連合議会全員協議会
- 2月12日 南部地区市町村議会事務局職員研究会研修会
- 2月13日 沖縄県町村議会議員会定期総会
- 2月14日 沖縄県離島振興市町村議会議長会定期総会・研修会
- 2月15日 沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会
- 2月19日 南部広域行政組合議会定例会
- 2月21日 沖縄県町村会創立70周年祝賀会
- 2月22日 沖縄県介護保険広域連合議会定例会
- 2月26日 全員協議会
- 2月28日 南部広域市町村圏事務組合議会定例会

3月 6日 平成31年第1回座間味村議会定例会（3月6日～3月8日）

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今回、3日間よろしくお願ひいたします。平成31年第1回座間味村議会、3月定例会行政報告。平成30年第4回座間味村議会定例会以降の主な事項について行政報告をいたしますが、内容についてはお手元にお配りしている資料のとおりでございます。以上でございます。

行 政 報 告

平成31年3月6日

平成30年第4回座間味村議会定例会（平成30年12月11日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

平成30年12月13日	環境省来訪
12月14日	沖縄離島海運振興株式会社株主総会
12月17日	ビジターセンター起工式
〃	内閣府審議官来訪
〃	島尻大臣補佐官秘書来訪
12月18日	景観形成策定委員会委嘱状交付
〃	チーム権表敬
12月19日	職員住宅起工式
12月21日	沖縄セルラー（地域活性化を目的とした連携協定書締結式）
〃	観光大使面談
12月25日	西日本建設業協会面談
〃	謝花副知事・企画部嘉数統括監面談
12月28日	御用納め
平成31年 1月 1日	座間味島 新年会
1月 2日	船舶初興し
1月 7日	座間味老人クラブ新年会
1月 8日	座間味村消防出初式
1月 9日	南部離島町村長議長連絡協 臨時総会
〃	南部振興会表彰式・祝賀会
〃	南部地区関係団体合同新年懇親会
〃	謝花副知事との意見交換会
1月10日	県大浜環境部長面談
〃	市町村長研修会・年始会
〃	海底送電事業に関する意見交換会
1月11日	WWF オープニングセレモニー

1月11日	ハワイ視察結団式
1月13日	座間味村の成人式
1月15日	県離島振興協議会打合せ
〃	県共済組合業務運営研究委員会
1月16日	茨城県石岡市議会来訪
1月22日	沖縄県離島振興協議会事務打合せ
1月23日	沖縄県町村会正副会長会議
〃	内閣府馬場審議官意見交換
1月24日	宮腰沖縄担当大臣面談
〃	都道府県町村会正副会長研修・交流会
1月25日	南部市町村会理事会
〃	南部振興会理事会
1月28日	景観行政団体移行の手交式
1月29日	県介護保険広域連合会議（南部6離島）
〃	県介護保険広域連合運営会議
〃	沖縄振興会議
〃	沖縄振興市町村協議会
〃	南部離島町村長議長連絡協議会定例会
1月30日	沖縄県国民健康保険運営連携会議
2月 1日	座間味村観光大使来訪
〃	座間味村・座間味村観光協会合同会議
〃	ざまみむん市場通常総会参加
2月 5日	那覇警察署表彰式
2月 6日	沖縄総合事務局来訪
〃	石油備蓄タンク建設事業竣工式
2月 7日	Q A B意見交換会
〃	内閣府との意見交換会
2月 8日	沖縄県過疎地域振興協議会理事会
〃	沖縄県離島振興協議会理事会
〃	「地域おこし・医療従事者」功労表彰
〃	沖縄県地域振興対策協議会理事会
〃	沖縄県町村会理事会
2月12日	沖縄県企業局長面談
2月14日	人事評価システム研修会
〃	木製玩具贈呈式
〃	沖縄県町村会取材
2月15日	福島県副知事面談
2月16日	座間味村産業祭り・健康福祉まつり
2月18日	自治会館管理者組合県外視察研修
2月20日	沖縄県離島振興協議会定期総会

2月20日	沖縄黒糖新たな支援策に係る要請関連
〃	沖縄県過疎地域振興協議会定期総会
〃	現行過疎法失効に伴う勉強会
〃	島嶼型ICT高等学校創設に向けて内閣府との意見交換会
2月22日	座間味診療所ドクター面談
2月26日	ハワイ視察報告会
2月27日	沖縄県離島海運振興株式会社取締役会
2月22日	沖縄県市町村職員共済組合組合会
3月 3日	けらまビーチクリーン

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告は終わりました。

日程第5. 施政方針を行います。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは私のほうから平成31年度施政方針について申し述べたいと思いますが、お手元に資料もお配りしておりますので御確認をいただきたいと思います。それでは施政方針を朗読させていただきます。

平成31年度施政方針

1 はじめに

本日、平成31年第1回座間味村議会定例会の開会にあたり、平成31年度の予算をはじめとする諸議案など、村政運営に対する私の基本的な考え方について申し述べる機会を賜り、お礼を申し上げます。

平成21年6月に村民の皆様のご負託を受け、村長に就任してから今年の5月末には3期10年が過ぎようとしています。この間、私の公約である「地域力を生かし、村民が住み心地のいい村、産業の活性化で明るく元気な村づくり」の実現のため村議会議員の皆様をはじめ村民の皆様のご理解とご協力のもと各種施策を展開してまいりました。

平成31年度においても、私の3期目の公約実現のための重要な一年であるとの認識のもと各種施策に積極的に取り組むだけでなく、3年後に期限を迎える「座間味村第4次総合計画」において掲げてきた本村の将来像の追及にも注力し、職員と共に村政発展に努めてまいります。

「村政運営の基本姿勢について」申し上げます。

本村は島ちゃびの解消による「定住促進」、観光産業を中心とした「産業の活性化」、そして「行財政改革」を村政運営の柱としております。

定住促進においては、沖縄振興特別推進交付金事業（一括交付金事業）や離島活性化交付金事業等による各種施策を引き続き行うとともに、農業や水産業の基盤を整えることで就労の機会を増やすことに加えて、子育て支援、福祉の向上そして住環境の整備に取り組んでまいります。また昨年より行っている高速船料金や給食費の低減については引き続き行うこととしており定住促進につなげてまいります。

産業の活性化に関しましては、リーディング産業である観光産業とリンクした一次産業の活性化が重要であるとの認識のもと農業や水産業の基盤整備に注力するとともに、対策が急がれているイノシシ等による農作物被害対策もしっかりと行って参ります。

観光産業に関する取組については環境省と連携しながら国立公園にふさわしい施設の整備を進めて行く一方、持続可能な観光地づくりに向けて自然環境や集落環境保全を取り入れた景観計画条例の制定や平成30年度に策定した観光振興計画に基づいた各種施策に取り組んでまいります。

各種施策の推進にあたっては、既存の補助事業の活用と併せて沖縄振興特別推進交付金事業や離島活性化交付金事業をしっかりと活用し学校施設整備、高速船建造そして座間味離島振興総合センターの代替え施設整備等に取り組むことで座間味村の一層の発展につながる施策展開を図って参ります。

今年は「座間味村史」発刊から30年が経過していることや、平成から新しい元号に代わる節目の年であることを踏まえ村史の続編の編集にも着手してまいります。

平成31年度当初予算は、特別会計を含め30億3千万円余りと予算規模が非常に大きくなっており、その財源の確保に苦慮する厳しい予算編成となりました。全ての経費について、徹底した見直しを図り、無駄を排除するとともに、法定外目的税「美ら島税」による財源の確保、公正公平な税負担や収納対策の強化に努めることを基本として行財政運営を行ってまいります。

また、本村の懸案事項である阿嘉島への駐在所の設置や村道慶留間阿嘉線の県道格上げ等についても引き続き国や県に支援を求めてまいります。

2 「主要施策の概要」について申し上げます。

第1に、「行政一般について」申し上げます。

定住促進とあわせて安定的な人口の増加は行政サービスの維持や学校運営等にとって重要な要素であります。

沖縄振興特別推進交付金を活用した島ちゃびの解消につながる自動車航送運賃補助や、交通コスト低減のためのヘリコプター利用料金補助等を継続して行うとともに住環境の整備に努めてまいります。

役場においては職員の世代交代等により経験の浅い職員が多くなっていることなども踏まえ行政サービスの充実を図るために課の再編成を行ったほか、沖縄県市町村課への職員の派遣を行うとともに、各種研修制度を活用し人材育成を図って参ります。

また、村の財源の要となる税等の徴収率向上やふるさと納税の寄付を広く呼びかける等、財源を確保し行政サービスの充実に努めます。

第2に、「福祉サービスについて」申し上げます。

福祉サービスにつきましては、高齢者や障害者、子育て支援等について、より質の高い福祉サービスが提供できるよう、各種計画を着実に推進して参ります。

高齢者支援につきましては、平成30年度に地域包括ケアシステムの強化に向けた計画として策定した「第7期高齢者保健福祉計画」に基づき、認知症対策等の各種事業の継続実施及び充実を図ることで、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で尊厳を保ち、自分らしく暮らすことができる環境づくりに取り組んで参ります。

障害者支援につきましては、平成30年度に策定した「第5期障害者福祉計画」に基づき、障害者・障害児施策の更なる推進を図るとともに、障害福祉サービスや医療費助成を継続して実施し、障害者・障害児が安心して家庭や地域で暮らすことができる環境づくりに取り組んで参ります。

これらの施策を実現するため、本村では、専門性の高い治療や福祉サービスを受ける為、島外の通院等が必要な方に対し船舶運賃及び宿泊費の一部を助成する事業を実施しており、より質の高い幅広い福祉サービ

スが住民の皆様に提供できるよう、各種福祉施策の拡充に引き続き取り組んで参ります。

子育て支援につきましては、親と子の健康支援を始めとする各種事業の継続実施と、将来を担う子どもたちの特性に合わせた療育相談の実施など家庭支援の充実を図ります。また妊産婦健診にかかる船賃及び宿泊費の補助や出産助成金の支給、こども医療費の現物給付など引き続き支援を行って参ります。

長年の懸案事項であります保育所開設にあたりましては、既存の高齢者施設での開設を社会福祉法人と協議しており、条例、要綱等については整備を終えたところです。

今年度は開設に向け、事業主体法人と引き続き協議を進めていくと共に、保育従事者向けの研修を島内にて開催することで人材の確保を図って参ります。また、保育所開設には不可欠となる幼稚園の延長保育の実施についても教育委員会と調整を行っているところであり、引き続き早期開設に向け取り組んで参ります。

平成31年度は第二期座間味村子ども・子育て支援事業計画策定年度となることから新たな現状と課題を踏まえ、安心して子どもを産み育てる環境づくりに資する計画の策定に努めてまいります。

第3に、「保健・医療について」申し上げます。

保健・医療については、「村民の健康づくり」のため、医療・保健・福祉の連携強化を図り、特定健診並びに各種がん検診の受診率の向上に努め生活習慣病予防対策に取り組むとともに、ノルディックウォーキングや健康教室の開催等村民が健康づくりを楽しめる事業を実施してまいります。また、感染症の予防接種につきましても任意接種の助成を拡大（風疹）するとともに医療機関と連携し、接種率の向上に努めて参ります。特に風疹の予防接種につきましては、対象年齢の男性に対し、国の補助金を活用した、3年間の無料期間を設け、接種もれの無いよう抗体検査並びに予防接種を積極的に呼びかけて参ります。

国民健康保険事業につきましては、県が財政運営の主体となり2年目を迎えますが、今後も県と連携しながら制度の円滑な運営が行えるよう適切に対応して参ります。

また、国民健康保険事業等の適正化・健全化を図るため「第2期座間味村国民健康保険データヘルス計画」に基づく生活習慣病対策及び特定保健指導、特に糖尿病等の重症化予防の強化に取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業に関しても、被保険者の健康づくりの支援を行い、医療費の適正化と収納率の維持向上により財政の健全化に努めてまいります。

第4に、「産業の振興について」申し上げます。

本村のリーディング産業である観光については、国立公園指定やこれまでの誘客活動等により、入域者数は増加してまいりましたが、昨年は夏場の台風襲来等による船舶の欠航に伴い対前年比10%減となりました。

しかしながら、予約状況から見ますと前年並みの予約があることから好調さがうかがえます。この好調な状況を一過性のものとしないうちにも、平成30年度に策定した観光振興計画に基づき環境省を始め各種団体と連携しながら持続可能な観光地づくりを推進して参ります。

また、長年の課題となっております冬季の誘客活動や修学旅行誘致に関してしても引き続き観光協会等関係団体と連携し、県外誘致活動や旅行代理店等への営業活動を積極的に行って参ります。

更に、環境省が主体となっております「慶良間諸島国立公園ステップアッププログラム2020」の一環として開館したビジターセンター「さんごゆんたく館」を拠点として環境保全や観光情報の発信を行うことで、慶良間諸島国立公園が世界水準の「ナショナルパーク」となるようブランド化を図って参ります。また、老朽化している観光施設等につきましては、引き続き国・県をはじめ関係機関と連携を図り改修を進めているところですが、平成31年度におきましては座間味島ビジターセンターの整備につきましても、環境

省と協議を進めて参ります。

農林水産業につきましては、水産業において、一括交付金を活用した事業による環境整備により一定の成果が出てきております。今後は、漁獲物の付加価値向上をはかることにより、ブランド化の確立、商品のバリエーションの増加に向け支援して参ります。また、近年は意欲のある若い漁業者が増えるとともに、漁船の大型化も進み水産業の発展に期待が持てるところであります。行政といたしましては漁業協同組合と連携し天候に左右されない養殖業施設整備による漁獲の安定供給が可能な仕組み作りを検討するとともに水産業の発展に努めて参ります。

一方で、農業については依然として遊休農地が多いこと、そして担い手となる新規就農者がいないことが長年の本村の懸案事項となっております。生業として農業に従事する環境を確立するために農地の集約により一定の面積を確保するなどの条件を整備するとともに、村農業委員会や県、関係機関と連携し、本村に適した農作物を模索しているところであります。平成31年度におきましては座間味村農業振興地域整備計画に基づき慶留間地区へ農業用水施設を整備し、営農支援を行い、やる気のある生産者を徹底して支援する仕組みづくりを図って参ります。

村内において生息が確認されているイノシシによる被害に関しては、沖縄県による捕獲事業、村による被害防除事業の二本柱での対策を強化して参ります。県の捕獲事業では「指定管理鳥獣等捕獲事業」を活用し、より効率的な捕獲方法を確立させ、根絶まで持続的な捕獲が行える体制作りを目指しており、村としても最大限の協力を行います。村の被害防除事業では「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、イノシシによる農作物被害の軽減を目指し事業を推進して参ります。

林業につきましては、引き続き造林事業を行い、森林環境の保全に努めてまいります。また今年12月に沖縄県にて開催される第43回全国育樹祭において、座間味村産のリウキュウマツで製作される御机が使用されることが決まっており、歴史ある本村の林業を全国へ発信できる良い機会と捉えております。

今後とも農林水産業と観光産業の振興を核とした産業全体の振興を図っていくこととします。

第5に、「インフラ整備について」申し上げます。

村道座間味阿佐線が平成29年度に竣工したことにより、村内の幹線道路はほぼ整備されました。今後は橋梁等長寿命化点検調査を進めてまいりました村内7橋梁施設の老朽化対策について検討して参ります。

また、昨年台風24号、25号で被災した村道慶留間阿嘉線の災害復旧工事については早期に全面復旧するよう取り組んで参ります。

現在集落内の道路については、多くの要望がありますが、財政状況を踏まえ各区総会等で要望のあった箇所や、危険箇所を優先に補修工事等を実施して参ります。

長年村民の集会、イベント等の拠点として活用されてきました座間味離島振興総合センターは老朽化が進み安全面に問題もありました。その解決策として座間味港西側へ平成31年度竣工に向けて代替え施設整備に着手しているところです。完成後はこれまでの利活用とあわせて悪天候時の観光アクティビティの代替え施設として、また、座間味村商工会の事務所としての機能を発揮するものと考えております。

港湾の整備につきましては、慶留間港波除堤整備事業のボーリング調査等が開始されており着実に整備に向け事業が進められています。更に実現にいたっていない案件や、新規の要望についても、県が実施するヒアリング等を通して引き続き強く要望して参ります。

阿嘉漁港については、フェリーざまみ3の就航に伴い、阿嘉漁港出入口の拡張工事が着実に実施されており出入口が拡張されることで、より安全な運航が期待されます。

第6に、「住環境の整備について」申し上げます。

住環境の整備につきましては、阿嘉島においては民間から購入したペンションを共同住宅として6世帯の改築工事を進めてまいります。

また、移住、定住の促進を図るため平成30年度から取り組んでおります阿真地区の定住促進型住宅6世帯及び職員住宅8世帯の完成、並びに早期居住開始に務めます。

慶留間島においては入居希望者の状況を踏まえ財政状況を勘案しながら整備を進めて参ります。

第7に、廃棄物処理及び環境への取組について申し上げます。

可燃ごみの処理については、本村は那覇市・南風原町環境施設組合の協力により委託処理を行っており、引き続き適正な処理に努めて参りますが、不燃ごみについては、県内の大規模処理施設が営業停止となったことから県内全域において処理が厳しい状況になっております。平成31年度におきましては処理ルートを確立し、可燃ごみ同様に定期的に搬出できるような仕組みづくりを行います。

資源ごみについては、容易にリサイクルが出来るよう、村民の皆様に分別についてしっかりとした情報提供を行い、徹底した分別の周知を図っていきます。

また、ごみの減量化及び適正処理を図るため、粗大ごみ等の有料化を検討して参ります。

懸案事項であった座間味島の熔融炉施設に関しては、平成30年度において解体設計及び事前調査を終え、平成31年度においては、跡地利用計画としてリサイクルセンターの設計業務を行ってまいります。

その他、長年実施している海岸漂着物対策事業により、住民との漂着物回収調査や村内各学校での漂着物の専門家による学習機会を設けるなど、引き続き環境問題についての普及、啓発に努めて参ります。

第8に、「簡易水道事業について」申し上げます。

水道事業については、次年度からの水道の広域化に向け、昨年度から送水管等敷設整備に向けた調査・設計を実施して参りました。平成31年度より調査設計に基づいた工事等の着工を進めてまいります。

座間味区においては配水管路敷設整備工事、阿嘉区においては阿嘉浄水場内における送水管の布設工事を行います。

阿佐・阿真地区、阿嘉・慶留間地区においては次年度工事着工に向け調査設計を行って参ります。

水道の広域化に伴い、量水器の更新等も随時行うとともに、座間味島においては水質悪化が懸念される中、新たな浄水施設整備に向け引き続き県企業局と協議を進めて参ります。阿嘉島においては次年度供用開始に向けて諸課題の解決に取り組んで参ります。

また、簡易水道事業経営安定化の財源となる水道料金現年度分、過年度分未収金の徴収を引き続き強化して参ります。

第9に、「下水道事業について」申し上げます。

下水道事業については、長寿命化計画に基づき平成27年度から進めてまいりました機器等の更新改良事業は前年度完了しました。今後は新たなるストックマネジメント事業計画を基に未実施地区の改築を行い、環境保全に努めて参ります。

阿嘉、慶留間地区の下水処理施設におきましても、安定的に処理できるよう日頃の点検・修繕による適切な施設管理とあわせて、接続率の向上にも努めてまいります。

また、下水道事業経営安定化の財源となる下水道料金現年度分、過年度分未収金の徴収を引き続き強化して参ります。

第10に、「航路事業について」申し上げます。

航路事業については、新高速船建造に向け平成29年6月に座間味村船舶建造計画等検討委員会を立ち上げ県外視察等を通して委員の皆様の意見を踏まえ就航に向け作業を進めているところであります。

現在、沖縄県離島海運振興株式会社に経営診断書作成を依頼しているところであり、作成終了後に座間味村船舶建造計画検討委員会及び座間味航路分科会へ報告するとともに、沖縄総合事務局への認可申請の後、設計建造と進め次年度に新造船の就航を予定しています。

近年は建設資材等を含め貨物が増加傾向にあり、定刻通りの運航に支障をきたすことが懸念されることから、貨物予約システム構築についての検討を進めてまいります。

島ちゃびの解消策の一環として、昨年度より実施して参りました高速船クイーンざまみ3の島発旅客運賃の低減化を今年度も引き続き実施し、村民の経済的負担軽減に努めて参ります。

また、航路事業経営安定化の財源となる貨物運賃等の過年度分未収金の徴収を強化して参ります。

船員やチケット購入時の窓口対応のマナー向上においても引き続き積極的に取り組んで参ります。

第11に、「教育について」申し上げます。

教育においては、国際化・情事化が進展するなかで本村の特色を生かした学校教育や社会教育を支援し、効果的な教育行政を進めて参ります。

平成31年度も引き続き、外国人指導助手の配置や孀恋村交流事業、海外ホームステイ事業を実施することで多様な社会に順応し、主体的に行動できる人材育成に努めます。

また、村出身の高校生に対し年4回の船舶運賃の補助事業及び児童生徒の参加する各種大会派遣費並びに国・県補助を活用した離島高校生支援事業についても引き続き助成を行い保護者の負担軽減と併せて児童生徒の学習意欲を高める環境づくりに努めて参ります。更に総務・福祉課と協同で実施する教育相談支援については、委託事業にて専門相談員を配置し定期的な相談・支援を行いより良い教育環境の構築と家庭における不安や困り感の軽減を図って参ります。

学力向上推進計画の主要施策において、「授業改善」の視点を踏まえた「確かな学力」の向上の取り組みを継続推進し、児童生徒の自立と多様な未来を思い描けるよう引き続き取り組んで参ります。

学校給食に関しては、老朽化する調理器具の段階的な取替により食の安全確保を図り、衛生管理の徹底と地域食材を活かした旬の味覚を提供し、地域食文化の継承と、好き嫌いの軽減や健康に配慮した安心安全な給食を提供し、幼児・児童・生徒の健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくむ食育と環境づくりに努めて参ります。

幼稚園教育につきましては、「3年保育」、「第2子以降の保育料金等の減免制度」を継続して参ります。また、10月より実施予定の幼稚園保育料無償化については今後国より指針が示されることからこれに基づき取り組んで参ります。

なお、「延長保育」の実施に関しても条例制定や延長保育に係る職員の確保に取り組んで参ります。

学校施設整備については、阿嘉小中学校舎改築工事に取り組みより良い教育環境の整備を行います。併せて旧座間味幼稚園の解体と教宿舍浜屋荘の解体については財政負担軽減のため有利な財源を確保し取り組んで参ります。

社会教育に関しては、地域のニーズに応える生涯学習の普及・拡大、村民の健康保持・交流促進等のための社会体育の充実に向けて取り組みを行って参ります。また、昔ながらの伝統工芸品の普及継承のため地域人材を活用した文化工芸継承事業についても昨年に引き続き継続し取組んで参ります。

文化財保護事業については文化財審議委員会を中心に、国指定重要文化財高良家を核とした各地域に点在

している文化財の保護や新たな文化財の発掘等に積極的に取り組み、観光産業とリンクした事業を展開してまいります。

一括交付金を活用した「座間味村戦跡及び戦争記念碑等環境整備事業」については、阿嘉島上陸第一歩の地を始めとする阿嘉島内での環境整備を実施いたします。

地域に根ざし、地域の特性を活かした教育活動を通し「地域の子は地域で育てる」を念頭に引き続き地域の皆様のご協力をいただきながら座間味村を学ぶための教育環境づくりにも積極的に取り組んで参ります。

以上、平成31年度の主要施策を申し上げます。

これらの施策をよりの確かつ効果的に展開できるよう、平成31年度当初予算については、

一般会計において、19億1,873万6千円

特別会計において、11億1,464万6千円

総額は、30億3,338万2千円の規模となっております。

終わりに、村議会をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、私の平成31年度の施政方針といたします。

平成31年3月6日

座間味村長 宮里 哲

御清聴ありがとうございました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで施政方針は終わりました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第6．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

皆さんおはようございます。平成最後という定例会ですので、またお手やわらかに行きたいと思っておりますので3日間よろしく申し上げます。最初に、ごみ処理場の件に関して。最初に生ごみ処理の質問をしたいと思っております。生ごみ処理について、いまいち、最後はどうなっているのかというのがまだあやふやなところがございます。肥料化させているのか、それとも放置しているのか、それをお聞きしたいというのが一つ。私がおもうには、せっかくの観光地となっているニシバマビーチの道路沿いに捨てられているということで、私も現場を確認しに行ったら、やっぱり悪臭がしているんですね。その悪臭が、観光客の通る道に捨てられているということがありましたので、それがどういう形でここに捨てられているのか、道路沿いに捨てられている。それがどういう形でこのように捨てられているのかお伺いしたいんですけども、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

おはようございます。ことしも1年よろしく申し上げます。まず初めに、生ごみ処理につきましては、クリーンセンター内の生ごみ処理機で発効処理を行い堆肥化し、保管しているのが現状であります。希望者には無償で配付をしておりますが、循環型社会形成促進のため再度周知に努めてまいりたいと思います。こちらとしての認識といたしましては、道端で処理しているという認識はしておりません。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

実際に捨てられているんです。これは現場視察で行きますので、それは確認しましょう、一緒に。それとこの処理をしているときにどうしても水分が出るんです。その水分が、その水処理をしているところがそのまま下水に流れている。その下水をずっとたどってみたら真謝ビーチに流れているんです。今は真謝ビーチのほうで、ちょっと下がっているところの水たまりにたまっている。そこにたまっているということは、大雨になるとそれが一緒に流れるわけです、海のほうに。ということは公害ですよ、完全に。その辺を徹底的に調べてごみ処理の方法を最終的にどういう形でやっているかというのを行政のほうでちゃんと調べてほしいというのが私の提案ですので、ぜひよろしく申し上げます。そのごみにEMを以前は使っていたんです、においが出ないようにということで。EMを使っているからということで、それを農業の方もEMの効果はやっぱり皆さんよく知っているわけです。そのEMが使われているということで、一時期は肥料にしてもいいかということであったんですけども、最近EMが使われているような形がないんですけども、それは使われているんですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

まず初めに、今の生ごみの水処理についてですが、村としましては、生ごみを出す際にはきちんと水を切って出すようにということでお願いしていますので、この辺はまた再度、住民にもしっかり周知徹底して、協力を得ながら、極力水分が出ないように対応していきたいと思います。現在の生ごみ処理についてのEMの活用ですが、現在はEMは使っておりません。また別の菌を使って発効処理を行っているため、そういう菌を使うことによって酸っぱいにおい等、そういったものが出てくるのが現状でありますので、生ごみ処理に関しては処理する段階で、全く無臭というわけにはいかないですので、この辺もやっぱり、さらに改善できるような処理ができるかどうかを模索していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

EMを使っていないということは、やっぱり悪臭が出るということですので、それが出ないような方向をよく考えて、例えば肥料化するんだったら、農業委員との連携をつないで、やっぱり肥料に、農業のほうで使ってもらえるような方向を、農業委員ともうまく連携を取り合って使ってもらえるような、それをぜひやってほしいと私は思うんですけども。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

まず、生ごみの堆肥に関しては、農業委員会のもとより、また住民の皆様にもしっかりと、堆肥として、

今、作成しておりますので、この辺の配付等についてはしっかりまた周知していきたいと思ひます。また、EM菌でなくても、ほかの菌であろうと、やっぱり発酵する段階でにおいは出ると思ひますので、これはいたしかたない、少しはにおいが出るというのは御承知おきいただきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

例えば肥料ができたとき、最後に。できたときどこかで実験をすると、それで植物を育てて、それで害がないということを証明するようなことをやらない限り、農業委員としても認めないと思ひますので、その辺の実験もやって、安全性を重視して、それを進めてやってほしいと思ひますので、ぜひよろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

まず初めに、生ごみ処理機に関しては、やはりちゃんとした規格どおり納品してもらっているんで、堆肥に関しては害があるとは考えておりません。座間味のほうでは現に使われている方もいらっしゃいますので、やはりこの辺はしっかりと、今おっしゃったように、私どももこの堆肥が使えることをピーアールして、皆さんに提供できたらと思ひますので、またその際には御協力をお願いしたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ぜひ農業をされる方に、肥料を安く済ませるように、その安全性をピーアールして、無料ででも提供して生活の足しにでもできれば喜ばれるんじゃないかと思うので、ぜひこれを重視して、ピーアールしてください。よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

先ほど…、説明不足ですみません。今、堆肥にしている生ごみは無償で配付しておりますので、この辺の周知徹底をしっかりと行っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。

あとはごみ袋についてお伺ひしたいんです。ごみ袋は市町村でいろいろ改良されてきています。価格とか、そういうものが見直されてきているんです。使いやすさ、そういうものを重視してきていますので、それをもう一度勉強して、どこの市町村がどういう形でやっているということで、どういふような袋のつくり方をしているか。薄さも価格を下げるためにビニールの厚さを薄くしたり、別の面で、粗大ごみで賃金をとったりとか、いろんなやり方があるんです。袋だけで価格を上げたりとか、そういう形ではなくて、粗大ごみからそういう料金制度にしたりとか、施政方針の中にも粗大ごみを料金化するという形で村長の方針がありましたけれども、そこをやるのも大事ですけども、今、袋のほうは毎日出さないといけないので家計に響くわけですから、規格をもうちょっと薄くして、改良していつてほしい。どういふ形で改良されてきているか

という、こういう形なんです。スーパーの袋みたいになっているんです、今。実際に那覇市のほうが。これはどうしてかといいますと、これは真っすぐだとごみがこれだけしか入らないんです、縛る部分はあけないといけない。これだと満タン入れてこれだけで結べるんです。これぐらい、全部これは改良されてきていますので、ほとんどが。そういうことで、いろんな形で改良していかないとおくれをとっていくんじゃないかと私は思うんですけれども、それについてお伺いしたんですが。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

まず一通り概要説明をさせていただきます。本村の場合は、45リットルの袋10枚入りで400円、那覇市が300円、隣村の渡嘉敷村が500円となっております。やはり離島の場合はこの価格については、これに処理代を受益者負担ということで盛り込んでおります。さらに海上輸送費等もかかりますので、その辺につきましては住民の御理解をいただきたいと思っております。袋の改良につきましては、今後検討していきたいと思っておりますが、その改良につきましても、やはり版代とかそういったものが一気に入れかわってしまいますので、またそこが受益者の負担にまで反映するかもしれませんので、この辺は財政事情も考慮しながら、またごみ袋の大きさも一緒に検討していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

すみません、今の件に関して私のほうで補足をさせていただきます。まず、ごみ袋の有料化を進めたのは、大分前から進めてきておりまして、これは観光客がふえたからということではなくて、ごみ処理に費用がかかりますということでもあります。その経緯は、まず当初の溶融炉の建設から始まっているんじゃないかと私は認識しておりますが、溶融炉を当時たしか7億円ぐらいでつくっているんです。一般財源、それと借金をして、起債をして建物をつくりました。この借金の返済が前年度やっと終わったところですが、毎年何千万円という借金の支払いを行政として公債費で出しております。これは去年で終わったわけですが、施政方針でも申し上げましたとおり、来年以降、去年ですね、溶融炉の解体についての許可をいただきまして計画を策定しております。来年度以降に、それは平成32年はないんですけれども、31年度の翌年、2年後の年度から順次溶融炉の解体についても予算を計上しなければいけないこととして、私たちは計画をしておりますが、その解体費用に4億5,000万円の費用がかかると試算をされております。そのうちの補助金が3分の1、残りが村の持ち出し、あるいは借金をして支払っていかねばいけないという、廃棄物行政に関しては今非常に厳しい状況が続いているところでございます。私も村政を担って、責任を持って溶融炉の裁判から全て終わらせてきました。次はこの溶融炉が目立つものですから、それを壊さないといけないということで次年度以降取り組んでいくつもりでございますけれども、こういったごみ処理行政に関しては、非常に今、座間味村は特殊な事情を抱えているということをまず御理解いただきたいと思っております。そして、もちろん先ほども話をさせていただきましたとおり、粗大ごみについても村内での処理が非常に厳しいものですから、そこにはそこでお金がかかります。燃やすごみ、可燃ごみは可燃ごみでお金がかかります。それでも溶融炉を使っていたころよりは全然費用は使わないんですけれども、当面は、住民の皆様にもこの辺を御理解いただきながら、しっかりとごみ行政を落ちつかせていきたいというのが現状でございます。観光客につきましても、ごみ袋をしっかりと買っていただいて処理をしていただいておりますし、当面は、大変申しわけないんですが、今の状況を続けさせていただきたいということと、あわせて先ほどうちの課長からも話があったんですが、袋の形の変化、使い勝手のいい袋に変えていくというのは、費用も含めてですが、い

ろいろと検討させていただいて、より使い勝手のいいごみ袋の作成についてもしっかりと担当課で検討させていただきたいと思いますので、御理解と御協力をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。ぜひ、使いやすいような袋にしてもらいたいと、できれば価格もお願ひしたいと思っていますので、できればお願ひします。次に進みます。

ごみ処理場の仕事場の環境についてお伺ひしたいんですが、現場で働いている方に夏場の過酷労働、それについてどういう形で対応しているのかお伺ひしたいんですが、過酷労働に対して、やっぱり夏場と冬場では極端の変わりがあるんです。それを配慮してほしいなと、夏場のほうにですね。かなりのハードスケジュール、炎天下の中で過酷労働、それをどういう形で安全な仕事をさせているのかというのをお伺ひしたいんですが、

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

まずクリーンセンターの業務は非常に過酷であり、また3Kということも考慮し、一般事務職の臨時職員とは異なった給与単価を個別に設定しております。また、当然夏場のごみがふえる時期に関しては、現場職員には適度に休息をとるなど指示もしております。環境改善のため、収集日のある日、ない日、それぞれ1日の時間割を全職員に提出してもらい、誰がどの業務を行っているか、どの作業をどれほど時間がかかるかについても把握し、作業の効率化による負担軽減や業務分担の平準化について引き続き行っていきたいと思っております。また、今ありましたように、各クリーンセンター、座間味のほうもありますので、責任者を決め、また現場の意見を聞きながら労働環境の改善にも努めていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

何といいますか、夏場の過酷労働、炎天下の中で働いているんです。私も現場で何回も見ていますけれども、あれは一般の方では本当に難しいんじゃないかというぐらいの、本当に厳しい炎天下の状況の中でやっけていて、職場の方に聞きますと、やっぱりかなり苦しいと。陰でもあれば何とかいいんだけどとか、そういう言葉もよく聞きます。テントぐらい張ってくれたら一番助かるんだけどとか、そういうことを現場の方は言っています。その辺を、そういう働いている側の身になってそこはテントを張ったほうがいいんじゃないか、陰にしたほうがいいんじゃないかとか、現場をよく確認した上で、行政側のほうも何回か行って確認して、現場の苦しさというのを見てほしいと私は思うんですが、それをぜひよろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

まずは、クリーンセンターの職員も、我々総務・福祉課の職員ですので、この辺はしっかりとヒアリングを行いたいと思います。先ほども申しましたように、私たちのほうにはそういう要望は来ておりませんので、責任者を通して的確に、せつかく同じ課ですので、その辺はしっかりと連携をとりながら、担当、また課長も含めてしっかりと対応して、クリーンセンターの仕事は3Kということは我々も十分承知しておりますので、職場改善に努めていきたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

それとそこについて報酬の件ですけれども、その報酬は一律でやっているんですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

報酬料金は、先ほど申しましたように一般事務職とは違い、やはり3Kというものを考慮して個別に設定しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

個別といいますと、阿嘉は阿嘉で、慶留間、座間味は座間味で責任者を置いてやっているということですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

はい、そのとおりです。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

その責任者についてですけれども、どの辺までの責任を持たせているのか、その辺をお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

責任者に関しては、しっかりとした現場の把握、またほかの職員の管理等をお願いしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

現場の皆さんから、住民からお聞きしているんですけれども、この責任者によってこのごみは捨てさせないとか捨てられるとか、そういう差別をしているという話を聞いているんですけれども、その辺はちょっとどういうことなのかとか。例えばこのごみは、あなたのものはだめですよ。全く同じものは受け付けているとか、そういう差別化があるらしいんですよ。その辺について、ちゃんと指導しているのかお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

差別化については、こちらのほうでは確認していませんが、じゃあその中のごみの分別が悪かったかもしれないので、その辺はまた責任者としてしっかりヒアリングを行って確認したいと思います。こういった中でも返す返さないというのは統一しなければいけないと思いますので、責任者を通じて行いたいと思います。

またさらに住民の皆様にはごみの減量化にも努めてもらうようお願いしたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは私もごみ処理場に行ったら、そういう形で、私たちはそういうところがしっかりしていないんじゃないのかと言われておりますので、ぜひこれは徹底して、一律にしてやってほしいです。それともう一つ、環境等もちょっと違うかもしれないんですけども、今、ニシバマビーチの通り道に、以前にもそれを現場視察に行ったんですけども、それを前年度ですか、1,000万円もかけて処理した場所がまた同じような形になってしまっていると。そしてその道路は観光地の道路なんです、ニシバマビーチのメイン通りなんです。そのメイン通りが村民からの、阿嘉区の住民からも、よくこれはちょっと観光として成り立たないんじゃないと言われるぐらいの、フェンスでもやったらどうかとか、ちょっと現場を、今回視察に行くんですけども、そこが見えないようにやるのか、それともそれをどうしたらいいのかというのを、これをぜひ、どうやったほうがいいのか、私に教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

これはクリーンセンター内の話ではなく、恐らく反対側だと思いますが、こちらとして向こうに捨てるという指示はしていませんので、クリーンセンターの職員もそれは一緒だと思っております。今おっしゃったように、そこに柵をするかどうかを検討していきたいと思いますが、やはりそこで私たち村としても、議会の皆様をお願いしたいんですが、やはり捨てているのは住民でありますので、この辺は我々も責任を持って行わないといけないと思いますが、この辺は議会の皆さんと連携をとって、きれいな村の観光道路を維持するために、その不法投棄を、もし見つけたら我々も指導していきたいと思いますが、議会の皆さんも一緒になってその辺は指導していただけたらと思います。施設のそういったフェンスに関しては今後検討していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは捨てるなどではないんです、私が言うのは、これをごみ処理場の中で、鉄は鉄、アルミはアルミという形でかごを入れて、ごみを捨てに来た方がそういう分別ができるような場所をつくってあげないと、山に捨てに行きますよ。このごみは、不法投棄が始まるんですよ。わかりますよね、それは、これをフェンスで閉めて、鍵をかけた場合には、結局捨てる場所がなくなって山に捨てに行くんです。これより最悪なものはないんです。国立公園でありながら山がどんどん汚れていく形になってくると、それはまた考え問題になってきますので、ぜひですね、これはごみ処理場の中でかごをつくって、鉄は鉄、こういうふうに。例えば私が思うんですけども、繁忙期にはこれはやらなくて、シーズンオフに、やっぱり働いている側はある程度暇ですので、冬にこれをちゃんと分けさせるとか、現場の仕事の流れを把握した上で行政側がそこを指導していくべきではないかと私は思うんですけども、それはいかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。今の話もごもっともな部分もありますが、やはり村づくりをしていく上では行政だけ

が頑張っても、あるいは議会だけが頑張ってもいけないと思っております。そこには住民の協力、あるいは住民の積極的な活動も必要だと認識していますので、まさしく行政と議会が両輪のようというよりも、住民行政、議会が三位一体となっていてい村づくりをしていくんだという意識がとても大切だと思っております。そういった中で今回のごみの件に関しましては、じゃあ行政で何ができるかというところですが、検証しないといけません。これまでも私たち行政なりに、よりよいごみ行政のあり方、収集のあり方等も含めて検討させていただきましたが、至らない部分があるのであれば、しっかりと改善をさせていただきたいと思っております。また議員の先生方にもいろいろと御指摘をいただきながら、今回の件に関しては前向きにやっていくところではございますが、国立公園の指定を機にという話がありました。私たち行政、議会と一緒にやってきたことは何かといいますと、ちゅら島条例というすばらしい条例をつくらせていただきました。歩きたばこだけではなくて、当たり前前に捨てるべき場所にごみは捨てましょう、不法投棄はやめましょうというのが大きな狙いがございます。それは行政だけでも、議会だけでもできないんですね。やはり村民の皆様にも御理解をいただかないといけない。私たちのところが多少至らない部分が仮にあったとしても、それでは山に捨てていいのかという倫理観の問題もございますので、そこはお互いがしっかりと情報を共有しながら、座間味村のごみ処理、あるいは座間味の環境保全をどうするんだというような共通の危機感、あるいは認識を持っていくことがとても大切だと思っております。行政でできることはしっかりとさせていただきますので、ぜひともまた御指導いただきたいのと、あわせて住民の皆様に対しても法律、条例で違反していることに対しては行政のみならず、議会の先生方にもしっかりと対応していただく。そして住民の皆様もそういう状況にならないように、お互いが意識をして、きれいなまちづくり、村づくりをしていくというのが大切だと思いますので、こういう認識のもとでお互いが、ごみ行政をやっていければいいと思っております。ぜひ御協力をいただきたいと思えますし、重ねて申し上げますが、行政で至らない部分がありましたらしっかりと検証させていただきますので、これからも御指導いただければと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。山のほうにはごみが捨てられているのも一部ありますので、やっぱりその始まりかと思っておりますので、ぜひこの辺を改良するような形でお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

すみません、ごみ行政の運営に関しては先ほど村長が説明申し上げたとおりですが、クリーンセンターの向かいの空き地には、説明不足ですみません。向こうを捨て場として指定はしていませんので、燃えるごみ、燃えないごみ等、全てクリーンセンターの中に運ぶようにしているということです。説明不足ですみません。ですから、向こうは一切使っていないという認識でこちらは動いています。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ごみの話はもう終わりますね。

あともう一つ、以前から私はずっとそれを言ってきましたけれども、ターミナル前の廃棄車両、これについてもうんざりしています。住民も怒りを通り過ぎています、私たちも何をしているのかとずっと言われています、これは。この廃車がみつともないというか、玄関前ですので、これをいち早く処理するために

は、立て看板をつくって、そこにパーキング場予定ですのでということで、それを何日までに移動しなければ撤去しますという形の立て看板をやらなければ前に進まないんじゃないかと私は思うんですけども、それについていかがですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

今年度もまたひとつよろしく申し上げます。今、垣花議員からありましたとおり、パーキング予定地としての看板を設置することは困難ですが、放置車両撤去についての看板設置については可能と思われまますので、県の所管部署と調整してまいりたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

パーキング場、それは不可能というのはちょっと私、納得いかないです。どういう意味ですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

パーキング予定地という看板を設置することは困難だというふうに考えています。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私が、もう2年、3年ぐらい前からこれはパーキング場予定地にぜひお願いしたいということで、私はお願いしたはずなんです。これを何にも話をしていないとか、住民にそれだけを、私もこれだけ頑張りますので、それを、あそこにどうしてパーキング場が必要なのかというものは、フェリーざまみがついて、向かいに送迎用のパーキング場がないんです。クイーンざまみはありますよ、フェリーざまみの送迎の認識、あの道路に殺到するんです。道路が通行どめ状態になります、繁忙期には。すごく邪魔なんです。それで私はパーキング場をつけて、フェリーざまみの送迎場ということで私は提案を出したつもりですけども、それをなぜ却下されたかというか、話にもならないというか、そういう形になっているのか。その辺が私納得いかないんですけども、どうぞ。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

パーキング予定地ですという看板が今は立てられませんという話でございます。廃車の件は今置いておきますが、これまでも説明をさせていただきました。今、国の土地、あるいは県の土地もそうですが、漁港地区に入っております、その場所は、場所場所で地目の目的が変わってきます。例えば漁具を準備するところであるとか建物を建てていい場所とか、いろんな用途が決まっている土地がございます。というのがまず大前提でございまして、今の用途ではあの場所にはパーキングはできませんというのは前から話をさせていただいていたところですが、その中で垣花議員から、あちらはパーキング場にしたいほうがいいんじゃないかということで、絵もいただいたのを私は今でも覚えてますし、そのような話を県にもさせていただいております。ただ、これまでも話したとおりこの場所をパーキングにするためには、まずは国と県が話し合いをして、パーキングがつくれる、この場所をパーキングになれるような地目に変更する必要がありますよと。

まさしく今これをやっているところでありますので、国と県が話をしているところですから、確定していない状況でパーキング予定地ですという看板は立てられませんということで、立てられませんという話をしているわけです。そこは御理解いただきたいと思います。ですので、全くつけれないわけではないです。ただ、今、国と県にお願いしているところですから、私たちが今すぐつくれるとも言えませんし、許可が出次第しかつけれないということでパーキング予定地という看板を立てることはできません。ただ、放置車両に関しては、違法放置ですよと、これに対しての警告をする看板は立てられますので、この看板は立てられるように、立てられると思われしますので、県、関係機関と調整をして看板を立てて、行政あるいは議会と一体となって撤去をしようという意思表示をすること、あるいはそれを見て住民の皆さんが、ああ、行政、あるいは議会のほうもしっかりと動いているんだということが認識できるような環境づくりはできると思われしますので、県や関係機関を含めていろいろ調整をさせていただきたいというのが、今私たちの課長からの説明でございますので、パーキングにしないとかするとかそういう話ではございませんので、そういった状況です。御理解よろしくお願いたします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。課長からの説明はちょっと不足だったので、全然理解ができなくて、ちょっと感情的になってすみません。

村営住宅の管理について、あともう一つ、屋上のタンク設置について。ある居住者から聞いたんですけども、今タンクを撤去しないと、自分でやってくださいと。お金をかけて自分で撤去してくださいと言われたということで、私は聞いたんですけども、それは本当の話ですか。ちょっとお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

それに関しては、本人からどういう説明を受けたかわかりませんが、現在、村営住宅全部に水タンクを設置しております。やはりほかの離島においても、衛生上、管理ができない、要は管理の問題が出てきているので、ほかの村営住宅には水タンクを設置していません。私たちが人間の口に入るものですから、水タンクの水質管理の問題がありまして、村営住宅の入居者には撤去しますという文書を出させていただきました。でももともと村でつけていますので、もしそれを継続して利用したいなら利用しても構いませんと、そのかわりに衛生管理、撤去費用に関しては退去するときに、それはお願いしますと。だけど今、村が一斉撤去するに当たっては村の負担で全部撤去しますと。やはり私たちが一番の問題が安心な水を口に含むというのが大事ですので、それを考えたときに撤去するという話をしたところではあります。それで、さらにどうしても使いたいという居住者には、それはそのまま継続して残しますが、退去するときにはすみませんが、この撤去費用は入居者負担でお願いしますという説明で通知を出しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私がどうしてそれを質問したかということ、阿嘉と座間味はタンクの移動というか、撤去とか、そういうのが分けが違うんです。どうしてかわかりますよね。座間味の場合は海水淡水化がちゃんと設置されていないですか。阿嘉は撤去しましたよね、移動式の。ということで、去年断水しましたでしょう、不安でたまらないです。ことしも断水するんじゃないのかということで、それをどう思いますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

この件の濁水対策に関しては、やはり村も一丸となって考えないといけないところではあります。がしかし、村営住宅の入居のアパート、直接水が入るタンクの衛生管理まで、やはり私たちも責任を持ってないというのが現状であります。そこで、ましてや小さいお子様方がいる家族とかは直結にしてほしいという話もありますし、やはり私たちが一番考えるのは人の口に入るもの、直接的なものですので、やはり衛生管理上、撤去は行いたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ということは断水はもうしないということですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず基本的なタンクの撤去について、さきの話に関してはうちの総務・福祉課長の松田からあったとおりでございます。まず座間味村内には60数世帯の公営住宅がございまして、設置者といたしましては、タンクの衛生管理まで私たちがするべきものなのか、あるいは利用者、使用者がするべきものなのかというところでいろいろと検討させていただいておりますが、私たち行政といたしましては、そこまでの管理は考えておりませんでした。昨今、先ほど子供がいる世帯があるという話もありましたが、水の衛生環境についてもいろいろな御質問等、あるいは御質問だけではなくて、改善の要求といたしますか、お願い等も来ております。行政のスタンスとしては、タンクはできるだけ皆さん個人個人で、もちろん衛生管理をしていただきたいというところですが、それは行政でやるものじゃないかということもありまして、タンクは撤去したほうがいいんじゃないかということが基本的なところ。しかしながら、それでもタンクが必要だということは置いていいですよ。そのかわりタンクの衛生管理に関しては居住者の皆さんでお願いしたいということが一つの考え方です。あわせて断水をしてしまっても大変御迷惑をおかけしておりますが、水道の広域化についても話を進めさせていただいております。平成32年末には…、平成32年はないんですが、今の流れでいいますと、平成32年度中には、座間味村においても特に、座間味島はまだ浄水場の場所が確定していませんが、阿嘉地区におきましては浄水場の場所が確定してございまして、海水淡水化施設を導入するという話も確定してございます。工事の業者も決まると聞いておりますので、断水に対する心配は、確かにことしの夏というのは、供用開始するまでは非常に心配な部分がございますが、まず1年後、2年後を見据えていきますと、海水淡水化になることで断水が回避できるのではないかとこのように私たちは非常に期待をしておりますし、またそれも含めて水道の広域化をお願いしてまいりましたから、その辺を御理解いただきながら、公営住宅に住んでいる皆さんの御意見も踏まえながら、しっかりと安心、安全な水の供給ができるように、行政運営を進めてまいりたいということでございますので、ぜひとも御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。阿嘉の方は断水というものにもものすごく敏感なんです。座間味は海水淡水化が設置されて

いますので、以前は座間味が断水を頻繁に続けていて、フェリーでも運んだこともありますし、それだけ座間味のほうが本当に水に対しては贅沢ではないかと思うんです。阿嘉のほうはまだ淡水化されていないので、それが住民にとってはいつできるのかということも不安ですし、また断水するんじゃないのかということ。阿嘉の住民に聞いていると、やっぱりどうしても座間味はまだ幸せだよなど。断水のないようなものを保障されているわけだからということで、阿嘉はことしの夏はどうなるかわからないという形で不安なところが大きいので、ぜひ早目に設置してもらって、本当にこれはもう断水は絶対しないような形で、去年と同じように移動式の淡水の、何かあった場合にはすぐ設置できるような形でぜひお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

住宅と水道は部署が違いますので、私でまとめさせていただきますが、まさしくそのとおりでございます。阿嘉・慶留間地区といいますね、簡易水道地区ですから。阿嘉・慶留間地区、それから座間味地区ではそれぞれの水行政に対する問題は異なっておりまして、それを解消するためにも、一日も早い水道の広域化の実現に向けて、行政としても取り組んでいくということとあわせて、先ほどのタンクに関しては、しっかりと住民の意見も踏まえながら、例えば撤去時期の検討とか、そういったことも踏まえながらいろいろと配慮した、各種施策を展開していきたいと思っております。その辺、御理解いただいてほしいことと、行政としてはしっかりと水道の広域化が一日も早くできて、安心、安全な水が阿嘉島だけではなくて、座間味村全域に流れていくような環境づくりにも努めてまいりたいと思っておりますので、ぜひとも御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

あと一つです。住民からの、やっぱり阿嘉の断水がものすごく不安というのと、今座間味のほうでは水の件でもめていますけれども、もめているだけ幸せだよなど、そこまで言っています、はっきりいって。断水しないのにもめています。そこまで言っていますよ、阿嘉島では。阿嘉島は断水しなければどこにでも設置してもいいと、それぐらい言っています。本当に。それぐらい水に対しては敏感です、阿嘉島は今。ひとつよろしく願います。

あともう一つ、住宅の不具合についての平等な工事が行われているのかというのを、それをひとつお聞きしたいんですけども、よろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今の質問に関しては平等に行っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

一部の住民から、何年前から終了をお願いしているんですけども、それが終わっていないとか、お隣は二、三日前にお願いしたらすぐ着工してくれたとか、いろんなことの話が耳に入ってきているんですが、その辺はどうなんですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

まず、平成29年12月の年末に、村営住宅全入居者に対して修繕箇所の要望を聞き取りして、平成30年度に着手しております。その中でも修繕箇所が多いところ、急なところがある場合にはそこから優先的に進めております。現在も修繕に入っておりますが、また平成29年に要望した箇所とは別に、昨年は台風等も来て、急な破損箇所も出てきて、そこは急がないといけないところがある場合、そこはまた優先的に行っている現状がありますので、決して平等ではないということではなく、優先順位を決めながら、要望を箇所を伺ったところは全修繕に向けて行っているところではあります。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。住宅の不具合の場合、管理不足で事故が起きたりとか、そういうことも起きたりしますので、事前にそれをキャッチしたときには早急に住宅に伺って、処理するような形でぜひお願いしたいと思います。これで私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

おはようございます。3月の定例会ということで、3日間ですね、村長の施政方針、または予算の作成とか、御苦労されたと思います。いい形で審議できたらと思います。私のほうでは1つだけ質問したいと思いますが、村道慶留間阿嘉線災害復旧について質問したいと思います。去年の10月ごろの台風24号、25号の接近にかけて被害のあった道路が陥没し、現在も片側通行を余儀なくされている状況にありますが、災害復旧査定により補助額が確定したということで、早急な整備が必要と思いますが、復旧工事をするに当たりいつごろ設計、または工事の発注の予定ですか、教えてください。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。村道慶留間阿嘉線災害復旧測量委託業務が完了したことに伴い、指名競争入札を3月1日に予定しておりましたが、全者辞退となりました。再度2月27日に業者選考委員会を開催し、10者の選考を終えております。2回目の指名競争入札を3月18日に予定しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

みんな辞退したということでもありますけれども、やはりこれからも台風が、3月、4月…、1号、2号も発生しています。それでは遅くて、また二次災害が起きる可能性があります。辞退したということで3月1

8日ということでお話がありますので、ぜひ早目早目の発注ができるように、入札ができるようにお願いしたいと思います。阿嘉慶留間線においては、住民の生活道路として欠かせない道であります。待ったがききません。ですから早目に復旧工事を進めるように、課長ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それと護岸側の図面などはありますか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

今、手元にはないんですが、準備することは可能です。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

図面を見ないとわからないんですけども、今壊れている、陥没しているところの道路、海側のほうもテトラとかを入れる予定ですか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

消波ブロックも災害の査定として…、査定されておりますので、消波ブロックも設置します。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

このように、ちゃんとできている、図面も消波ブロックとか入れるということでもありますので、あとは工事を早目早目にやらないといけない。さっき村長からありました施政方針の中にもインフラ整備、その中で慶留間の復旧工事を早目にやりたいということでもありますので、ぜひ台風が来る前に何とか早期にできるようにお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。以上で私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

次に、6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今年度もよろしくお願ひいたします。1点目、古座間味ビーチの遊泳区域の件ですね。12月の定例会でも質問させていただいたんですけども、継続質問です。前回、ブイの設置方法について添付資料の画像で説明しましたが、そのときに満潮時にブイを移動してエリアを広げたらどうかという提案をしましたが、その後、ビーチの関連業者と話し合う機会がありまして、その方法だとどうしても手間がかかってしまうんじゃないかということで、適切じゃないということを言われましたので、そこでちょっと提案をいただいたのが、ブイを水中に設置して、干潮時にそのブイが見えてきたら、そのエリアには入れない、そのブイが自動的に遊泳区域の、遊泳禁止区域のブイになる方法にしてはどうかという意見がありました。まだライフセーバーの契約が決まっていないので、組織等との調整も必要かと思われるんですけども、もうすぐ、今回は10連休ですか、大型連休も控えていますので、すぐに契約できた時点で話し合いができるように準備が必要かと思われまます。設置の方法としては、とてもいい方法ではないかと思いますが、そこら辺の見解をいただきたいです。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

今年度、遊泳エリアにつきましては、関係団体会議において取り決めされたエリアを次年度も、今回のエリアを予定しております。遊泳エリアを設定した際に、水中ブイを取り入れたほうがよいのではないかという意見もありました。また、サンゴの保護の観点から、数年は経過観察を行い、ある程度回復の確認がとれてからとの意見もあります。村といたしましては、水中ブイを含め、関係団体の会議での決定事項を重視していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。あと前回、閑散期の、今もそうですけれども、エリア制限がない状態をどうするかという質問をしたときにも、関連業者との意見を聞きながら検討するという答弁でしたけれども、現時点のフリーで泳げる状態ですけれども、その件で話し合いは持たれたのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

そういった関係団体との会議はまだ開催しておりません。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

それも含めて、同時進行で設定していかないといけないと思います。いろいろと、先ほどのライフセーバーの件もそうですけれども、いろいろとクリアしていかないといけない問題も多いと思いますけれども、次の閑散期までには、ぜひ設定していただいて、今回、夏に制限を入れて、その期間にだめになると意味がないと思いますので、そこら辺もお願いしたいです。先ほど課長の答弁にあったんですけれども、ちょっと気になるのがこの制限をしばらく続けていく上で、私たちもそうですけれども、ビーチの利用者、観光客とか地元の事業者も、どのようにして回復していくかというのは気になる場所だとは思っています。なので、今後この二、三年後どう回復していくか、これは誰がチェックしてデータをとって報告するとか、そこまでやってほしいんですけれども、そこら辺の見解はどうですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

環境省、そしてダイビング協会に協力していただき、モニタリング調査を行えるよう、調整を進めてまいりますと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。たしか昨年は世界最大の回覧数を持つ某口コミサイトで、古座間味ビーチは日本1位のランクをいただいております。昨年はエリア制限を知らずに古座間味に行って、がっかりされるお客様も多かったと思います。それに関してはもちろん下調べをしないで御来島いただいているお客さんにも足りない部分はあったと思いますけれども、こちら受け入れ側としても昨年以上の周知は必要かと思っておりますので、ぜひそこら辺もお願いします。このサイトの情報に関しては、次のランキングが出るまで、そのまま1位とし

て残っているわけですから、またそれを見ていらっしゃるお客さんは多いと思いますので、そこら辺もわかってほしいところです。先日のハワイ視察の報告会でもありましたが、ルールの周知徹底のマニュアルも含めて、繁忙期に向けてぜひ対応をよろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどうちの課長から答弁がありました。次年度も予定をしているといたしますか、4月以降にも予定をしているということで話をさせていただいておりますが、これは行政だけで決めることではないというふうを考えておられて、去年に関しましてはそうですが、各種団体の皆様の御意見を伺いながら、座間味村行政として遊泳区域を設定しますということではなくて、皆さんの意見を総合的に勘案した上で、ベストはないんですが、できるだけベターな回答をいただくようにしているところでございます。次年度に関しましては、私のほうにもいろいろな御意見をいただいておりますので、課長にも話をさせていただいておりますが、絶対に遊泳区域を設定するという発想ではなくて、皆さんが一番いい方向性を、みんなで出していくというのが大切だと思っておりますので、行政独自でそういった施策をやっていくということはないということがまず一つ。それとモニタリングをやるにしてもやらないにしても、モニタリングをすることによって環境の保全、将来的な持続可能な観光地づくりというのがしっかりできることだと思っておりますので、そこを見据えながら官民一体となって方向性を決めていくということが大切だと思っておりますので、また議員の立場でもいろいろな形で御助言をいただければと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。環境の問題とお客さんの思いとのバランスをうまく取り入れて進めていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして2点目です。村長の出張について。村長も3期目となり10年になります。1期目とは違ってさまざまな機関での会合とか会議がふえてきていると思っております。しかし、一部の住民からは最近見たことないとか、出張ばかりに行っているけれども、現地、地元のことは何も考えていないのかなという不安げな声がよく聞こえてきます。私も知っている範囲内では説明しますがけれども、各議員もそうだと思うんですけども、詳細までは把握できないところもありますので、私たちが話す分だけでは住民の皆さんには説明不足になっていると思っております。そのような思いを持つ住民には、ある程度の情報提供は必要かと思っておりますけれども、その見解を伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

私たち村長は、平成29年5月に、先ほど宮平清志議員からお話がありましたように3期目に入っております。その中でも昨年の議会でも、村長みずからお話をしたとおり、沖縄県町村会を初め、各種団体の役員を命じられることがあり、出張がふえているのが現状であります。私たち職員としましても、村長の不在の間、副村長を中心に幹部が協力をしながら、本村の行政課題解決についてもしっかりと取り組み、行政サービスが低下することのないように対応していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。この案件に関しては、村長からも答弁をいただきたいのですが、まず村長が、現時点でどのような役職を持っているのか。またその利点とか、これまででどのような成果が出たとか。あとは副村長のポストに関しても我々議会で承認しているわけですから、住民だけでなく我々議員もいま一度確認するために、副村長の立ち位置も含めて答弁をお願いしたいのですが、村長いい機会ですから、時間をかけて構いませんので、できるだけ多くの思いを述べてください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

こういった質問をいただき、逆にありがたいなと思っております。平成21年6月に村長に就任をさせていただきました。まずいろいろな役職の前に、私がこれまでどれぐらい出張に行っているかというのを軽く報告をさせていただきたいと思っております。平成21年は6月からということで、年度の途中2カ月は足りないわけですが、平成21年が39回、22年が38回、24年が53回、25年44回、26年が55回、27年60回、28年50回、29年43回、そして今年度、30年が今のところ44回、出張の予定があと二、三回入っていると思っておりますので、それでも50回には行かないというところがございます。そういった意味でいいますと、就任当初に比べますと、確かにふえてはおりますが、全体的に年度によってばらつきがあるというのが現状でございます。この要因といたしましては、国立公園の指定をいただいたのが平成26年だったと思っておりますが、その前後でのいろいろな働きかけであったり、あるいはフェリー建造に伴う県外視察、県内視察等で特殊な、その年度にしかないような特殊な出張があったりとかということがございます。また、平成24年から始まっている沖縄振興特別推進交付金、一括交付金事業によって行っている県外の水族館での座間味村ピーアール事業等も含めて、ほかの離島の自治体の首長、いわゆる町村長の皆さんよりはもしかしたら多少多いのかなという気はしますが、特段むちゃくちゃふえているということではないというのをまず御承知おきいただきたいと思っております。そういった中で、平成29年6月から3期目の就任をさせていただきましたが、その翌年、去年の4月ぐらいからいろいろな役職等につかせていただいているところがございます。この役職についての背景といたしましては、全県的な組織と南部地域の組織、あるいは離島という組織というので、離島過疎という組織等いろいろございます。その中で大きかったのは、特に沖縄本島の南部の町村の町村長、特に町長ですね、南部地域の市を除く町でいいますと、八重瀬町、南風原町、与那原町の町長選挙がこの前にございまして、去年4月の時点では全く1期目の新人の町長がいたということもありまして、いろいろな仕事をいただくようになったというふうに思っております。もちろん離島の中には、ほかにも私より先輩の方がいらっしゃるんですが、その方々はその方々なりにほかの仕事を持っているということございまして、私だけが非常に多いというわけではありません。ただ、近隣でいいますと、渡嘉敷村の村長は去年の11月就任でございますので、すぐには役職が回ってきませんし、役職の期間も1年とか2年というスパンできますので、多分渡嘉敷の今の現座間味村長に関しましても、2期目、3期目とやっていくうちに、多分役職がついてくるんじゃないかというふうに推測がされます。そういった中で私が組織として入っている、座間味村長として、あるいは座間味村が入っている組織でいいますと、全県的なところで10、ちょっと私がざっと数えたところですね。南部地域関連で5、その他もあります。例えば全県的な組織でいいますと、沖縄県町村会、沖縄県地域振興対策協議会、沖縄県市町村職員共済組合、沖縄県離島振興協議会、沖縄県国民健康保険連合会、沖縄県過疎地域振興協議会、沖縄県市町村職員互助会、沖縄県介護広域連合、沖縄県自治会館管理組合、沖縄県町村土地開発公社というようなものにまずは加盟をしております。これは座間味村だけではなくて全市町村、あるいは過疎地域だったり、離島だったりという該当

する市町村がここに入っておりまして、さらに南部関連でいいますと、南部市町村会、南部広域市町村圏事務組合、南部振興会、南部離島町村長議長連絡協議会、南部広域行政組合というような組織がございまして、そこにも全該当する自治体が入っておりまして、そのメンバーとして各市町村長が名を連ねております。その他でいいますと、全国観光地所在町村協議会という全国の町村組織がございまして、そこにも入っております。そういった組織の中で、例えば役職でいいますと、副会長をさせていただいているのが沖縄県町村会の副会長、南部の代表としてさせていただいておりますし、南部市町村会の副会長も私のほうで就任をさせていただいております。それから理事等に関しましては、全国観光地所在町村協議会で沖縄の理事として全国の協議会の理事をさせていただいておりますし、また沖縄県離島振興協議会、沖縄県過疎地域振興協議会、南部振興会、沖縄県市町村職員共済組合の理事と組合員、それから沖縄県自治会館管理組合の幹事という仕事もさせていただいているところでございます。ちなみに今年度、南部振興会の会長の打診がございましたが、こちらは私の業務が非常に多いということでお断りをさせていただいて、糸満市長にお願いをしているという状況がございまして。また、これまでの過去の委員も改めて皆さんわからないので、報告させていただきますが、沖縄県振興審議会の委員、それから沖縄県地方創設推進会議の委員、沖縄県離島航空路線協議会の委員、沖縄県地域医療対策協議会の委員、それから離島ICT利活用推進検討委員会の委員というのも過去にさせていただいております。そういった委員の仕事をさせていただきますと、もちろん各種委員会、理事会、総会ということで出張が多くなるということではございますが、先ほども話をさせていただいたとおり、回数的にはそんなに多くはなっておりません。各団体の事務局に対しても離島の首長がいろんな委員をしているので、できるだけ出張をまとめてくれということで、他の協議会等との同日の理事会、総会ということでお願いしています。ただ、先ほど話をさせていただいたとおり、副会長とか理事をさせていただいている部分に関しては、正副会長があって、理事会があって、総会がございまして。理事の場合は理事会があって、総会がございまして、確実に回数はその分でございますとふえてくるということですが、そういった状況の中でもできるだけ島にいる時間をつくらないといけないものですから、逆に日帰りで座間味に帰ってきてでもコミュニケーションを図りながら、那覇に戻って翌日の会議に備えるということもさせていただいているところでございますので、ぜひともその辺の御理解と御協力をいただきたいと思っております。

こういった状況の中で、島に対してどれぐらいの貢献ができるんだと、島にいなければ仕事ができないんじゃないかという話もございましてけれども、外に出ることも私の仕事でございまして、しっかりと各機関あるいは国等とも連携をすることで、いろいろな事業の獲得、直接的、間接的な予算の獲得もさせていただいているところでございます。細かい話は抜きにさせていただきますが、例えば沖縄担当大臣がかわった場合には、大体一、二週間以内に沖縄県に来沖して、各種団体の長を集めて意見交換会が行われます。私も町村会の副であったり、あるいは南部の副、南部市町村会の副という形で出席をさせていただいて、そのときにはもちろん南部市町村会の代表の場合は南部全体の話、あるいは町村会の副会長としては沖縄県町村会の全体の話ということで話をさせていただくわけですけれども、その時点で直接に座間味村だけの有利なことというのはないんですが、やはり皆さんの代表ですので、そういった話をさせていただく中で、その後の懇談の時間とかいろいろな意見交換が深まる中で、座間味村であったり、離島の現状というのを知っていただくために発言をさせていただいているつもりでございます。直近でいいますと、平成31年度の予算が、今県議会で県の予算が審議されておりますが、新聞にも載っております。久米島のフェリー建造につきましては進んでいるところですが、それが2隻目なんです。一括交付金は適用されませんでした。私たちの、もちろん地元の首長もそうですが、私たちもあわせてフェリー、高速船の2隻目の建造についても一括交付金の活用ができないかという働きかけをずっとさせていただいておりましたが、まだそこまでは至っておりませんが、その第一弾として、久米島のフェリーの2隻目の建造に予算がつくことが決定しております。ま

あ、議会を経ないといけませんからあれですけども、そういったものであったりとか、あるいは表には出てきませんが、沖縄電力の海底送電について、今、国の補助金が見つからない状況がございます。これについても離島振興協議会の理事という形で東京に足を運ばせていただいたり、あるいは沖縄本島での各種要請活動も行ってきました。どういったことかといいますと、簡単にいうと、沖縄電力が独自で老朽化した海底送電の敷設をしないといけないんですけども、それをすることによって経営の悪化が懸念される。経営が悪化すると受益者負担、つまり電力の料金が高くなるのではないかと。特に離島の電力料金の高騰について懸念されると。ただ、でも全国で一番電気料金が沖縄電力でございますので、それ以上の住民負担を避けたいということも踏まえて考えますと、これは離島だけの問題ではなくて、沖縄全体の電力料金の増加にもつながるということで、なかなか表には出てきませんが、こういった仕事もさせていただきまして、ここに関しては国のほうが今やっと動き出したところでございます。新たな補助金の制度をつくることによって、直接座間味村には今は関係ございませんが、将来的に座間味村の敷設をすることによって、あるいは座間味村でなくても、そこに電力の財政負担が減ることによって電気料金の維持ができるとか、あるいは高騰を防ぐというようなこともできるのではないかとということで、最近ではそういう仕事もさせていただいているところでございます。その他いろいろ細かいところはございます。一括交付金でもなかなか前に進まない案件に関しても、直接私が東京に行くことで、あるいは沖縄本島に行って、直接対話をすることで事業の認可といたしますか、許可をいただくような案件も数点ございました。そうは言っても、そういったことができるのも、副村長を初め、課長、職員が一所懸命頑張っているから、私は安心して出て行けるわけでございますし、また逆に、私がここでずっと座っても、物事は進まない部分もございますので、そのときはケース・バイ・ケースでやっぱり行くべきだと考えております。

これから私の任期が、先ほどの町村会の任期、副会長が2年ということで残り1年になってきましたが、こういった場合はなかなか1年1期で終わる、2年1期で終わることもないということもありますし、また新たな職につくのかかもしれませんが、座間味村にとって、私にとってではなくて、座間味村にとって有益な仕事ができるのであれば、積極的にいろいろな仕事に足を突っ込んでいきたいと私は考えておりますので、その辺は職員の皆さんには理解していただいておりますが、議員の皆様方にもぜひとも理解をしていただいて、これからも座間味村民のためにいろいろな立場で、いろんな形で、いろんな場所で取り組んでまいりたいと思っております。どうか議員の皆様、ぜひとも住民の皆様方に話を聞かれたら、こういった話があったということもお伝えをしていただければ幸いですので、これからも一所懸命、私は村政運営のために頑張っていきたいと思っております。ぜひとも御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。想像以上の忙しさと思われ、今の答弁を聞くとですね。でも3期目となると、さまざまな組織との関連も多くなり、やはり役職もふえてくると思います。それはとても光栄なことだと思いますので、そのバランスを器用に調整していただいき、島に戻っているときには、戻っているというのは言い方おかしいですか。島にいるときには時間の許す限り、たくさん住民とユンタクハンタクしてコミュニケーションをとっていただければと思います。私からは以上です。

○ 議長（中村秀克）

以上で午前の会議を閉じます。午後1時30分から再開します。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これから午後の会議を行います。午前に引き続き、一般質問を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

皆さんこんにちは。お昼を食べて、ちょっと眠いだろうかなとは思いますが、眠い方は寝てもいいんじゃないかと思えます。私のほうでは、以前にも取り上げました問題を2件ほどと、それから要望事項を1件、今回は一般質問は少なめにして、産業振興課長の希望であります当初予算で質問してくれということのようですから、当初予算でいろいろお聞きしたいと思って、質問は2件ほどにしております。ひとつよろしくお願ひします。

実は、私は別の形で皆さんにお願ひしてきたのが、慶良間海洋文化会館が閉鎖状態にあるときに、そこに本村の復興にかかる資料等がたくさんあるので、これを買ってはどうか、譲り受けてはどうかということを経前2回ぐらいお願ひしました。当時の総務・福祉課長、それから教育課長と議会が終わって後日、その場所も見に行き、物品・品物等を見てまいりました。その後、当時の教育課長にどうなりましたかとお聞きしたら、これは一品一品の物品管理台帳もないので、村としては買いようがない、譲り受けようがないという話だったんです。ところが今回、このようなチラシが私どもの家、あるいは皆さんの家に入ってきたと思うんです。これを読んでみますと、現在、座間味村では平和・未来プロジェクト事業を進めていますということで、これに書いてあるのは戦前から戦後の復興期にかけて使用されていた物品等の資料を中心に幅広く収集し、関連資料を後世に残していくことで、座間味村から世界に向けた平和のメッセージを発信していくことを目的ということ等々が書いてあるんです。対象の物品は下記のとおりです。戦前から復興期を中心とした当時の生活容姿を反映している物品全般と書いてあるんですね。それには本、書籍、写真、文書、手紙、衣類、装備品、生活道具、漁具、雑貨類、もちろん漁具、それから民具とか農具とかも含めてだと思わすけれども、なぜ私がこれをその時点でお願ひしたときに、そういうアクションを起こさなくて、これが今ごろ出てきて、私は家に帰ってこれを見たときに、アギジャビヨーと、なぜ私が再三お願ひして、後々これは後世につながることで、本村だけはルーツがないと。確かに言われているように琉球王朝時代から進貢船がいて、風待ちして、あるいはカツオ漁で第1次として、それから戦後、第一歩の上陸地として語り尽くせば本村の歴史というのは、私が言うまでもなく、非常に重みのある本村だと思うんです。これが最近になって、新たにそういうことに取り組みたいと。ところがもう、その海洋文化館には私も持ち主には、これ村でどうにか譲り受けたいと思っているはずだから置いておいてねと、再三持ち主にはお願ひして、長いこととめていたんですね。ところがこれは結局そこには結構貴重な品物があるものですから、島外、県外に、もちろん広島もそうですけれども、原爆が落ちたところですから、貴重な品物は広島が金を払って買い上げをして。あるいは沖縄本島で持ち帰られるものは持ち帰って、それから残った、ちょっとした民具、漁具、農具は全て廃棄処分したと。個人的には貝殻とか、あるいはカツオ節削り器セットとか、そういうものを譲り受けた人もいるということだったんですが、後々聞いたら、もうお亡くなりになりましたけれども、金城光男先生が物品管理台帳をつくってあったのが発覚したということをお聞きして、なぜその後それを慶良間海洋文化館のその持ち主に、なぜそれを交渉しながらやらなかったかということが私悔やまれてしょうがないんですね。というのも、私が言ったから買わなかったのか。それともそのときはそういう余裕がなかったのか、今ごろになってこれを買いたい、そういう品物があったら購入したい、あるいは譲り受けたいとか、いろいろ情報を提供してくれと。せつかく向こうには、私大げさに言うと、向こうにあった品物をそろえるだけでも、大半島の資料が半分ぐらいはそろったんじゃないかなと。戦争にしろ、カツオ漁にしろ、農具に

しろ、いろんな民具にしろ、結構なものがありました。それはもう亡くなられた方、集められた方は自分の財産をはたいて、そこはその人の要望では村が後々引き継いで、資料館としてやってくれというような要望もお持ちだったようですけれども、これもかなわなく、結局は何一つ残らない形でみんな処分されたということは、私たち本村に住んでいる者としては、せつかくこうして集めていただいた資料を島外、県外に持ち出されたというのは、本当に心いたたまれないような思いなんです。それが今となって、またプロジェクト計画、こうやると。そして座間味村から平和のメッセージと。もう平和のメッセージは各市町村では石碑が立ったり、看板が立ったり、平和村宣言とか、平和まち宣言とか、もう各自やっています。もう本村はかえって遅いぐらいで。ましてや第一歩の上陸地の山はるし、真っ先にやるべきことが、私は取り組みとしては、もちろんやることに関してはいいことではあるんですけれども、非常に遅いんじゃないかなというふうに思っているんですけれども。その件、なぜその当時、その品物を購入しなかったのか。まずその見解をお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

私もその当時担当ではありませんでした。その当時、喜文議員から、今ありましたように総務・福祉課長並びに教育課長同行して、海洋文化館に伺って説明を聞いたとはお伺いしております。その際に、全然物品を提供してもらっていないわけではなく、その後、教育委員会のほうでしっかりと交渉して、無償でいただけるものはこちらのほうに提供してもらって、今保管しているところであります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

それを聞いて少しは安心しているんですけれども、でも、それでも足りないということですから、結局今回こういうチラシが配布されているわけですね。私が一番言いたいのは、こういったカツオ業100年史というのがあります。これは皆さんフェイスブックやインターネットでごらんになった方もいると思うんですけれども、これは段ボール箱に入ったままごみ捨て場に捨てられていたものなんです。これを見ますと、前村長が事業統括でやっています。あとは事務局の何々と名前が載っています。これに協賛した人たちの名前が全て載っています。手前みそですけれども、私の親父の名前も載ってはいるんですけれども、そういったもの、これはただのカツオ漁の100年史だけではないんです。その中には進貢船のこと、いろんな出来事、いろんなことが書かれているんです。私も最近よく読んでいますけれども、しかし、私これ、きょうのために借りてきたんです。その人はこれを何十冊と持っているんです。譲ってくれないかといったら譲れないと。こういうことを、もう頭にきているのかどうか知らないんですけれども、これはきょうのために私借りてきました。ただその本人は、ごみ捨て場から拾ってきた人の段ボール箱に何十冊と入っているのを見てきました。それから皆さんはそう言いますけれども、今度の予算に村史をまたつくりかえるという話がありますけれども、村史もですね、この前ネットにも載っていましたが、フェイスブック、村史もごみ捨て場に捨てられているんです。そういう形で、皆さんそういうところで本当に真剣に捉えているのか。この時期になってこれをどうにかしよう、新しい建物ができるからそこに飾りたいという思いはわかるんですけれども、こういう形で方言でいえばスゾンしている、あるいは廃棄している。そういうことを、皆さん誰がこれを廃棄処分したんですか。その辺思い当たる節がありますか、ちょっとそれをお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御質問といたしますか、聞いている話に関しましては、私たちのほうでは、今のところ細かく調査をしたわけではございません。休憩中にも話がありましたとおり、一般質問通告書の内容と多少異なっておりますので、精査はできませんが、一般論で考えますと、行政が捨てるということはなかなか考えづらいと考えております。また村史が破棄されていると、処理場に捨てられているという話に関しまして、これまでも成人式、まだ在庫があるときは成人式等で若い成人の皆さんに座間味村の歴史を知ってもらおうということで、備品といたしますか、記念品の一つとして配布もさせていただいておりました。私としては、行政といたしましては、こういった資料は大切なものだというふうに重々認識しておりますので、私たち行政当局が捨てるというのはなかなか考えづらいというのが基本的な姿勢でございます。しかしながら、その内容を精査してみないとわからない部分もございますので、その辺はしっかり調べてみますけれども、少なくとも私を初め、ここにいる私たち幹部に関しましては、こういう資料の重要さというの重々認識をしていると申し上げたいと思います。また、なぜ今この時期に集めるのか、あのときできなかったのかというのは、総務・福祉課長からも話がありましたとおり、あの当時もいただけるものはいっていたということもありますし、私がない部分、就任する前の話もあろうかと思っておりますけれども、置く場所のスペースの問題とか。当時の教育長であった金城光男先生の話も多少、私も職員時代に聞いたんですが、なかなか行政として預かりにくい部分もあるという話も聞いておりますので、それは当時の行政の判断でございますから、なかなかそこまでさかのぼって私たちがそれに対しての見解を述べるというのは非常に難しいことだと思っております。確かに私が就任してからも一般質問で聞かれたという話に関しましては、しっかりとそのときに話を聞いた中で、当時の担当、あるいは教育委員会の中で精査した上でいただけるものをいただいたというふうに認識しておりますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今、それに対して幾らかはそういう資料等、あるいは物品等がお集まりですか、教育委員会でもいいです。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎教育課長。

○ 教育課長（宮平壮一郎）

こんにちは。ただいまの所蔵品ですけれども、去る平成29年12月、そちらの家主の方から了解をいただいて、我々教育委員会のほうが農具にかかわるもの、生活にかかわる民具、そういったものを約50点余り収集させていただきました。その後にも漁協のほうでカツオをさばく、47点ぐらいのカゴというんですか、そういったものとか模型のカツオ船とかというものを漁協のほうでも寄贈いただいたということを確認しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ありがとうございます。何らかの形でアクションを起こされているということで一安心はしています。それを私としては全く何も聞いていなかったもので、冒頭でそういうふう聞いたわけですが、それは今後、今動きをしていて、まだ動いたばかりですけれども、脈として、あるいはそういった資料提供等として、協力体制として反応はどういうものですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

事業に関して今年度は、先ほど話したように民具の資料収集等となっております。今現在、最終的なまとめに入って、業者から報告待ちとなっております。週明けにはその報告が来ることになっていきますので、内容についてはまだお答えできませんが、それをまた次年度については、そういったものを書籍等も全て集めて、デジタル化していく予定であります。先ほどの補足についての、海洋文化館の件ですが、教育委員会に台帳があったというお話もありましたが、確かにあの当時も、教育委員会でも調整して購入したいという意思がありました。そのために、その物品がどれぐらいの価値なのか、やっぱりそういったものがわからないので、双方だけの金額の言い合いでは折り合えないということで、その当時、沖縄県の文化課のほうに依頼をしまして、評価の鑑定をさせていただきました。その当時の鑑定に関しても、評価としては、この品物に関して疑問が出ると。歴史的価値が実際あるかどうかは評価できないという見解を伺っております。それでも今お話があったように、本人のそういった収集努力に関しては評価に変えきれないものがあるという見解を伺っておりますので、やはり村として物品を購入する際には、やはりある程度の評価額を基準にして、物品を購入しないといけないということで、その当時、購入が折り合わなかったと認識しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。私は何もこれに関して協力はしないということではなくて、冒頭に申し上げたように、なぜそのときこういうことがあったのに、今ごろ出てきたかということですから、これは確かに新しい建物をつくって、それなりの座間味村のここに書いてあるように、後世の残すためにこれをやっていきたいということも、皆さん、協力願いのチラシの中にも書いてありますし、それを受けているコンサルタントも私たちがよく知っている人たちではあるんですけれども、それは当然遅いぐらいで、当然それに対しては協力を私たちが惜しまない。ただこれからすると、当時のお話ができる人たちが昭和一桁の人たちが、もうほとんど、そう言っただけ失礼ですけれども、話が聞けるような人たちがだんだん少なくなっている中で、やっぱりそれは早急にやっていただきたいということと、多少皆さんとの語弊がありましたけれども、これに対しては、本当に一日も早く取り組んで、本村のいい形のものをつくっていただくよう、あわせてよろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

いろいろ行き違い、大変誤解を生んでいるところもありますけれども、ただそれは村に対する思いが強いということで御理解いただきたいと思います。その資料についてのお話はこれで終わりたいと思います。

続いて、クイーンざまみの新造船計画について。これも朝から村長の施政方針、あるいは午前中の最後に出てきました久米島町のフェリーの2隻目の補助がついたと。あれは16億円余りついていましたか。確かに久米島は輸送体制としては飛行機が飛んでいます。私たちはもちろん高速船が当然ドル箱ではあるんですが、私が以前にも話したように、朝午前中の施政方針を読んで、あるいは私もそこにマーカーをしているのではいるんですが、基本的にはつくる方向性でいるという形であるんですが、私が言いたかったのは、以前にも言いました。これに補助がつくのであれば、ぜひつくってください。もし補助がつかないのであれば、起債もしくは離海振等を使ってのリースであれば、現在、私たちのクイーンはさほど、80%で回してまだ34ノットぐらい出ている船でありますし、そんなにすることもないんじゃないかと。ということは、なぜそういうことを言うかということ、本村ではもちろん庁舎の支払い、それからフェリーの支払いが始まります。午前中いったように、いろんな工事関係が始まります。非常に出費多彩のおり、もう四、五年、あるいは少なくともあと二、三年我慢をして、蓄えしてつくってはいかがなものかと思って私は、前回もそれを申し上げたわけですが、それに対しての村長、見解をお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず先ほどの別の質問の中でも答えさせていただきましたが、久米島のフェリーの2隻目の補助金が一括交付金でついたというニュースが出ています。県議会の承認を得ない限りはついたとはいわずらいとところがありますけれども、まあ、普通で考えればつくでしょう。座間味村についてはどうなのかということであありますが、まずはフェリーについての2隻目がついたということは、渡嘉敷が既に発注を終わっていますので渡嘉敷、そして座間味と2隻目の船の、久米島町と座間味村、渡嘉敷村の輸送形態の違いは、2隻目を走らすことが島の経済の発展、あるいは島ちゃびの解消につながるんだということは、県にも重々承知を、納得をしていただいたものだとして解釈をしておりますので、これは表では言えない部分もありますけれども、県のほうとは非公式の部分も含めてしっかりと議論を進めさせていただいているところですから、一括交付金の補助金がつくものだというふうに私は捉えております。

一方で、船の建造をおくらせたほうがいいんじゃないかということがありますが、船の建造に関しましては、3年前に渡嘉敷村のマリンライナーとかしきが大きなエンジントラブルを起こしまして、旧型のエンジンだったということもありまして、1カ月以上、夏場の繁忙期に欠航せざるを得なかったという状況を私どもは目の当たりにしてきました。そういったことを含めて考えますと、耐用年数が、減価償却は11年だったと思いますが、そういった中で平成14年に就航した私たちの船も、既に15年を超えている状況がございます。エンジンもMTUさんというところのメーカーのエンジンを使わせていただいておりますが、そのエンジンも旧型のエンジンになってしましまして、新しいエンジンが開発されております。渡嘉敷村と同じようなことがあってもおかしくない状況も考えられることから、しっかりとやっていかないといけないということと、現在、長期のドック、これはエンジンカイホウドックが入っておりますので長期になっておりますが、そのドックの中でもエンジンに亀裂が見受けられる場所があつて、ここの部品交換をするという話もありました。経年劣化も含めて、やはり早い船ですし、アルミ船でございますので、早い分、波にもたたきます。そういったことを考えますと、適切な時期に船をつくりかえるというのはとても重要なことではないかというふうに考えておりますので、船舶建造委員会の中でもしっかりと船をつくっていかうという話になっております。時期は多少前後するかもしれませんが、当初のスケジュール感を維持しつつ、新

高速船をつくってまいりたいと思っております。

それとあと一つ、財源の問題ですが、宮平喜文議員からの御指摘でありますと、補助金がつくのであればつくったほうがいいけれども、そうでなければ財政が厳しい状況の中でつくるべきなのかどうかという御質問に対しても、私どものほうから答えさせていただきますが、補助金がつく可能性があるという方向で考えておりますけれども、そうではなくて、今までの船は離海振のほうからリースでさせていただいております。補助金の、補助金といいますか、船の財政の安定化を考えたときにリースがいいのか、補助金がいいのかというのをまさしく検討させていただいているところです。リースの場合は、基本的な話だけさせていただきますが、補助金でつくった場合は、裏負担はもちろん収益の中から払わないといけません。リースの場合も、もちろんリース料は収益の中から払うんですが、トータルで赤字が出てきた場合に国の赤字補填航路に指定されておりますので、赤字になった場合は事前申請さえすれば赤字の補填を国と県と座間味村で分担をして、特に国のほうからの赤字の補填があるということもあります。ですので、一概に補助金でつくったほうがいいのか、リースでつくったほうがいいのかというのは、まだ答えが出ていない状況であります。しっかりと造船を、契約をするまでにといいますか、ここ二、三カ月の間に、私たちの新しくつくる船をリース物件としてつくっていただくのか、補助金をいただいてつくっていくのかというのをまさしく今精査しているところでございますが、どちらにしても、船の耐用年数等を考えますと、この時期でやっぱりやっぴりやっぴりかなければいけないんじゃないかと私は考えておりますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今、村長がおっしゃっていることはある程度、私も理解をしているんですが、ただいかにせん財政的なものがあつたもので。じゃあ、方向性としてはつくるとして、その場合に、もし我々委員も行って、要するに補助絡みのものがあつてお願いする部分があれば、当然それに対しては一緒になって動きたいと思っておりますので、まずそういうところは、私、たえず議会のたびにおっしゃるんですけども、やっぱり情報交換というのが非常に乏しいところがいまだかつてあるものですから、なかなかわからない、見えづらいところもあるものですから、その辺は本当にそういうことであれば我々も理解して、あるいは村民にもそういう形でお伝えすると。午前中にもありましたけれども、村民がなかなかわかっていない部分は我々委員のほうで説明すると。だけどそれは皆さんからの話もないと、話は前にも進まないものですから、当てずっぽうで物を言うということにはいかないものですから、やっぱりその辺はたえず情報交換をしながら、そうであればそういうふうな形を明確に示していただければ。中には村民としてはあれもこれもしょっちゅうつくるものばかり、ましてや箱物も、ちょっと飛びますけれども、今後ばんばんできてきますし、そういうことからすると、やっぱり財政的に大丈夫かという人は当然いるわけですから、そういうことを含めると、やっぱりそういう面からすると、そういうふうな情報交換、あるいはこういう形でいく、こういう方向性でいくということをやっぴりお示ししていただければ、我々も早とちりというか、そういう皆さんとの掛け違いが無いような形で、もちろん村のためにやっていくのも我々の役目ではありますから、その辺を、そういう方向性であれば、今後ともお互いに情報交換し合つて進めてまいりたいということで、今の説明を聞いて理解しましたので、それは私もそういう方向で動きたいと思っておりますし、またそういう形で住民にも説明していきたいと思っております。ありがとうございます。

3点目は、これはただの要望事項でありまして、おとといチェックしに行きました。ザマンシルの保安林の中の1メートル50センチぐらいやって、藻屑を敷いたような遊歩道ですね。おとといチェックしに行つたら掃除はされておりました。ありがとうございます。ただ、掃除はされておりましたけれども、掃除したモク

マオウの枯れ木がそのまま保安林の中に突っ込まれていて、最終的には100%じゃないなと思ったんですけども、これはですね、なぜこれをお願いしたかという、私は某事業の観光をやっています。今の時期は30名ぐらいのお年寄りが二、三日に1回2組ぐらい来て、観光案内でそこにバスをとめていくと、我々はもちろん日ごろからずっと小さいときからそこを見てきていますから何とも思わないんですけども、途中ビーチに抜ける横道があったり、途中まで行くとタチジャンがあって、それから遊泳禁止のシルのところのちょっとした砂浜の丘を登ると、観光客からすると、今まで高月山とか無人島へ行ってみたけれども、この景色がすばらしいという共感を得るんですね。我々はいつも見ているから何とも思わないんですけども、そこが癒やして、非常にまたいいと。我々も夏場は、もちろん地元の人ですから、そのまま正面から行くわけではなくて横から入っていきますから、向こうはひんやりとして非常にいいところであって、そういうことも含めて、今回これをお願いしたわけで。皆さんこの前、ハワイの報告会もありましたとおり、やっぱり人はどういう形で自然のすばらしさ、あるいはそういった景色、光景を目の当たりに見て、どういう形で感銘を受けるかというのはおのおの、個人個人全部違うものですから、言われてみれば安室島につながる。当然皆さん御承知のように、夏の潮は昼が引きます。夜の潮は冬が引きます。旧暦の3月3日を控えるに当たって、シルと安室がつながる砂が少しずつ盛ってきて、今でも干潮時には渡れるような状況にはなっておりますけれども、そういった自然の中のことも含めてお願いしたことで、一応、掃除はされていまして、そういうふうな捉え方で、これはありがとうございました。私の一般質問はこれで終わります。どうもありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

続きまして、1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

よろしく申し上げます。私のほうから、きょうは4点ほど質問したいと思います。最初に断っておきます。今、浄水場問題でいろいろ、まだ解決していませんが、早期解決に向けて我々も含めて考えないといけないと思っています。その辺から、いろんな角度から浄水場問題について触れてみたいと思っていますので、防災、観光、その辺からも浄水場に触れるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

まず初めに、座間味村地域防災計画についてですが、近年、日本各地で地震災害に関する情報が多く聞こえてきています。本村の地域防災計画をいろいろ見てみますと、しっかりと計画をされ、対策等を考えているのですが、その中の地震・津波に関するデータのところで、平成22年沖縄県地震被害想定調査報告書のデータに基づき本村の計画が示されていると書いているのですが、その後、その翌年、平成23年にみんなの記憶にまだしっかりと残っていると思うのですが、3.11、東北地方太平洋沖地震が発生し大きな被害をもたらしました。それを受けて、沖縄県地震被害想定調査報告書が平成25年度に更新されています。本村の防災計画にもより新しい情報を反映させて、しっかりとした防災体制を築いていくべきだと思っていますが、もし、新たに更新されているのであれば、自分の勉強不足ですが、その辺はいかがでしょうか。最新のデータをもとによろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

ただいま宮平譲治議員からありましたように、私たち本村の地域防災計画に関しては、平成22年3月策定の沖縄地震被害想定調査報告書に基づいたものとなっております、その後更新されていないのが現状であります。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

この防災計画に目を通すと、かなりの情報があつて、一日、二日ではしっかりと考え、相当な量があるので、我々もしっかりとこれを頭に入れて、いざ災害が起こった場合に我々も中心になって動かないといけない立場だと思っております。この地域防災計画には多くのことがうたわれているのですが、きょうは少しポイントを絞って質問したいと思っております。その地震・津波対策のほうで、災害が起きた後のライフラインの確保、人が生活する上で大切な電気、ガス、水道があると思いますが、災害が起きてしまった後、速やかに復旧に向けて行政として動かないといけないと思っておりますが、座間味村のデータを見てみますと、幾つか想定される地震があるようですが、その中の一つ、沖縄本島南東沖地震が発生した際に本村の水道、水に関する復旧率が沖縄県内ワーストと示されております。1週間後、1カ月後も94%の断水率と書いているのですが、その辺も踏まえて、今、水道広域化で浄水場建設予定地にキャンプ場用地内が最有力候補で企業局が考えていますが、その辺、災害が起きた際の水の確保、それを通常の生活状態に最も早く戻す必要があると思っております。それが今考えられているキャンプ場で本当に適当なのか、多くの住民が求めている高台案、県議会からも指摘されている、要望している、高台案で大切な水の確保を考える必要は私はあると思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

まず、冒頭にありました地域防災計画について見直しを行っていないことに関しては、こちらのほうもこれから速やかに再度、最新版に修正をしていきたいと思っております。今ほど譲治議員からありましたように、まずその浄水場問題の回答になっているかはわかりませんが、私たち防災計画を作成している主管課としてひとつお答えしたいと思います。まず譲治議員からお話がありましたように、確かに地震直後の断水率、その当時、断水が起きた当初は県全体では50%に対し、本村は90%以上、それから1週間後でも90%以上、また1カ月後に関しては、県全体では10%となっておりますが、本村では地震直後1カ月後に関しましてもまだ60%以上断水が続くと報告されています。その要因といたしましては、県の資料でもありますように、一番の要因としては、地震に伴う液状化現象が発生する確率が周辺離島より高いという数値になっております。そのためにその液状化現象が起きるといことで、上下水道管の老朽化による破損で復旧までに時間を要するというようになっております。それに対して村としては、新年度予算でも説明があると思っております。上下水道に関しては平成31年度より管路の更新を行うため予算を計上しており、下水に関してはその管路も含めた、新しいストックマネジメント計画業務を予定しております。上水道に関しては管路の更新を行うことで、管路の耐震化につながり、減災につながるものと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

よくわかりました。このデータ、断水率に関しては課長の説明では既存の施設の老朽化等を含めての数値であると。その中でもいろんな防災計画が示されていると思うのですが、村の防災マップの中でも皆さん知っていると思っておりますが、キャンプ場予定地は赤く示されていて、施設自体、津波が起こった際には完全に被災してしまう。もし高台に施設があれば、津波よりの被害は間違いなく免れると思っております。また、防災訓練等でも感じたのですが、それと企業局が現場視察へ来たときに、阿真チジを見に行った際にも企業局長も口にしておりました。防災訓練、避難場所ということで阿真チジに上がった際に、そこに施設がある

と思っていたみたいで、私も直接聞いたのですが、何も建物が無いのかという話もしていました。やはりどういう状況で災害が起こるかわかりません。そこに冬場の寒い時期、夏の猛暑時、そこにそれなりの、浄水場だけとして考えるのではなく、浄水場プラス公園としての機能も含めた建設を考えることによって、そこに災害時の避難場所としてその施設が有効的に利用され、そこに施設があることで多少の不安も拭うことができるのかなと私は思っているのですが、まず防災の面から考えて、本当に村としてキャンプ場が最も適した場所なのか、高台に見直すべきではないのか、どちらだと考えていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

浄水場の建設場所については、まさしく今、議論をさせていただいているところでありますし、また企業局が3月議会の中で答弁をしているようです。話を聞きますと、今の場所に限らず高台も含めて、再度検討させていただきたいという話をしていると聞いていますので、その細かい詳細の話をまず聞かないといけないということが大前提だと思いますが、現時点で私が知りうる情報といいますか、私なりの考えを申し上げますと、高台というか、その場所をつくって、公園的なものをそこにつくり、避難をするスペースができればいいんじゃないかという話がございましたが、どういう形でつくるかという問題もありますけれども、それをつくるとすればそれなりの面積が必要になってきますので、山を果たしてどれぐらい切れるのか、山の上につくる場合はですね。というのが一つあります。また、浄水場の敷地内に人が入れるような環境をつくってはいけないというのがたしか基本的な部分であったと思いますから、それをどうクリアしていくのか。その浄水場を山の上に仮につくるとした場合は、その中で公園であったりとか、避難施設はこの予算でつくることはできませんので、その財源はどうするのかといったような問題が出てくるのかなと、今、話を聞いて率直に思ったところがございます。高台と、いわゆる今、キャンプ場隣地の場所で災害時にどこがいいのかという話に関しましては、いろんな見解があると思いますが、まず津波だけではないというのが災害でございまして、大きな地震があったときに津波だけではなくて、土砂崩れ等がないのか、うちの村の山ではどうなのか、そういったところも見きわめないといけないと思います。それと、もともとの計画でいいますと、配水池、いわゆるつくった水を一旦ためるタンクは、山の上、今まさしく阿真チジのほうにつくるという計画で皆さんにお示しをさせていただいております、これは企業局のほうでですね。そこに溜まっている水がありますので、そういった水を活用するというのもとても大切ですし、災害の場合は津波だったらどうなんだ。あるいは強い地震で津波だけではなくて、地面が滑った場合はどうなのかということもいろいろなことがあり得ますので、専門家じゃない私たちが早急に結論を出すのはなかなか難しいものではないかというふうに思っております。ただ総合的に、今、私が持ち寄る情報の中で考えますと、景観の問題あるいは山を切って、その後の維持管理、あるいは切った後の土砂の流出等を含めて考えますと、あるいはそれともう一つ、環境省が定めている国立公園指定内の地域指定で考えますと、私は山を大規模に切るよりは、キャンプ場隣地につくったほうがいいのではないかと私は思っております。あくまでも今は個人的な見解でございます。県議会で企業局が発言をしたとおり、ゼロベースからといいますか、新たな視点でいろんな角度から候補地を選定していくという話を聞いておりますので、私の意見はさて置いて、まず県企業局の最終的な考え方を拝聴した上で、もう一度私の意見を述べさせていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平讓治議員。

○ 1 番（宮平讓治議員）

今、この状況でなかなか進まない原因の一つに、村の意向が大きく、村がどういう方向性を考えているの

かだと思っています。住民の多くが高台を求めていることは数字の上でもそれが多いと思っています。このままいきますと、いつこの計画が進むか、早急に動いてもらわないと困るのですが、最後の説明会の際に喜文議員からの提案もあったのですが、5者会談というか、役場、企業局、村議、県議、住民代表かで同じテーブルの上で話し合うことで、そこで決着をつけるべきじゃないかという話も上がって、土木関係もその方向で話を進めていったと思うのですが、その話は流れてしまいました。ぜひ村からも、逆に村からそれをお願いして、早期解決に向けてこの問題を解決すべきだと思っているのですが、その辺はいかでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この辺は、土木環境委員会、県のですね、県議会のほうにも話をさせていただいて、私も意見を述べさせていただきたいと言っているところです。その調整も進めてもらっていますので、そういったところでも発言ができればと思いますが、ただ、お言葉を返すようで大変申しわけない部分もございますけれども、多くの方々が高台につくったほうが良いという意見があるというところの根拠が私たちにはいまだにわかりません。というのは、当初、もともとの反対の意見の中で出ていたのは、放流水の問題から始まったんですが、最初の話の中で代替地としてお示しをさせていただいたのがダムの下流域だったところから始まったと思っております。それから紆余曲折ありまして山の上にいるわけですから、私たちがわからない部分は、どの時点でアンケートというか、住民の意見聴取をしているのか、ダム下流域のところからの署名運動であれば新たに山の上でつくるとしたらどうなのか、そこでのメリット、デメリット、現のキャンプ場隣地でのメリット、デメリットというのをしっかりとお示しをして、皆さんの意見を聴取すべきではないかと思っております。ただ、この後にそういう話を皆さんに対してやって、住民のこれだけの方々がしっかりと山につくったほうが良いという意見があるのであれば、またその話も真摯に受けとめながら、企業局とも、あるいは県議会、村議会とも協議をしながら、最終的な場所の選定ができればと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

各組織の長を集めた説明会においても、ほとんど、ほぼ9割方、高台案で反対する人はいなかったと思っています。それを住民に説明した際にもほぼ、私が話をしている中では反対する人はいません。むしろ、そもそもなぜキャンプ場なのかとの多くの声はよく聞きますので、どうすれば早期解決に向けて話が決着するのか。やっぱり同じテーブルで、村長も一緒に議論してそこで決着をつけるべきだと思っているのですが、そうする以外に、当初、ダム下流域だったりテニスコートだったりを要望していた住民は、県議からの指摘により高台案に妥協というか、そういう考え、情報、地震災害等の情報を知って、そこに考えが移っていることは事実です。こちらから提案したわけでもなく、そういう防災等の知識がなかった上でのダム下流域だったり、同じ低地での、企業区も当初低地が望ましいと幾つかの項目の中にうたっていましたので、じゃあ、同じ低地で探した場合にダム下流域が出ただけの話で、現在は多くの住民が高台で望んでいることは確実だと思っています。防災の面から考えてもそれなりの施設が高台にあることによって、村の限られた予算の中で、先ほど村長が予算の都合上、公園とリンクした形ができるかどうかという話がありましたが、作文の書き方でいろいろ可能だと思います。限られた予算を有効的に活用するためにもいろんなことを話し合うことによって、村にとって本当に必要な施設となると思っております。それと並行していろいろ問題に上がっていたトレーラーハウスの件もありますが、その辺も災害時には有効活用してもらえよう協定を結んでいるということも以前おっしゃっていました。その辺も含めてこの浄水場問題、私は高台につくるべき、

また防災の面からも、災害時にいろいろ調べますと、一番何に困るか、水もそうですが、食べることは3日間は我慢できると。でもトイレは3時間も我慢するのは相当苦痛だということもあります。なので、高い台にそれなりの施設があることによって、トイレも完備した、それなりの施設をつくることも今後、多くの観光客が出入りする住民だけではなく、今後、観光客にも災害時は、もし起こった場合には多くの人命にかかわってくるのだと思いますので、ぜひ同じテーブルの上で話し合う機会を村に用意していただいて、早急な決着に向けて動いてほしいと思います。住民側はそれを要望しております。県議会も5者会談で議論して決着する、それが早期解決に進むべき形だろうとっていますので、それを拒んでいるのも私は村側だと思っていますので、ぜひ村が音頭をとって同じテーブルで浄水場問題の解決に向けてしっかりと議論できる場をつくってほしいと思っています。防災に関しては、ふだんからの取り組みで被害を最小限に抑えることにつながると思います。今のうちにどんな要望をしているかで多くの人命を救助できると思っていますので、その中の大事な水の一つでもあります。しっかりと考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず最初にお断りしておきますが、5者会談について私たちが拒んでいるとか、そういうことは一切ございませんので、御承知おきいただきたいと思います。そこだけは明確に申し上げたいと思います。それから山の上なのか、下なのかという、簡単ないい方で大変申しわけございませんが、災害のときいろんな想定がされます。津波だけではありません。先ほども言いました土砂崩れもあるでしょう、停電になったらどうするんだ、いろんなことを考えたときに、いろいろな想定をしなければいけないというのは重々承知しておりますので、その中でしっかりと議論を出すわけですが、例えば山につくる場合には既存の道路がある近くの土地を使ってつくるしかないというふうに考えております。それだけの場所があるのか、あるいは切った後に環境保全がどうなのか、それと今のつくれそうな場所を探したときに何か所があるのかもしませんが、構造的にできるのかどうかも含めて、しっかりと議論をしないといけないと思っています。ですから単純に山につくればいいのか、下につくればいいのかだけの話ではなくて、まさしく今、企業局が調査を入れるという話をしているわけですから、早急に話をするのも大切だとは思いますが、そういった技術的な側面も判断材料に入れるというのもとても大切じゃないかなというふうに私は思っておりますので、そういったことを踏まえながらいろいろなことを検討していけばいいと思っています。私もただらとさせていくつもりもございません。悠長なことを言っているような浄水場の現状があるわけでもございませんので、この辺に関しましては宮平譲治議員と考え方は一緒ですから、しっかりと早い時間にやっていきたいと思っています。重ねて申し上げますが、村当局のほうで5者会談を拒んでいるということは一切ございませんので、その辺は御承知おきください。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

わかりました。ぜひよろしくお願ひします。

次、観光協会の組織体制について伺います。本村のリーディング産業である観光業のさらなる受け入れ態勢の充実に向けて、いろいろな取り組みがなされていますが、DMO法人化に向けての、所得に向けての取り組みだったり、現在、観光振興計画の作成に向けての作業部会が立ち上がり、それに向けて取り組んでいるところだと思ひますが、その辺を含めて、それをしっかりとまとめてこれを中心になって動いていくのが恐らく観光協会なのかと思ひているのですが、一括交付金を活用して観光協会には2,000万円余りの予

算を毎年充てておりますが、今の観光協会の状況、そのような取り組みをする中で、果たして今の観光協会の組織体制は大丈夫なのかどうかお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

観光振興計画につきましては、今年度中に策定が完了する予定となっております。組織体制につきましては、別組織となっておりますので、答弁を控えさせていただきます。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

別組織なのかもしれませんが、村が、一括交付金であります、直接観光協会に2,000万円余りの予算、またイベント等に関しても事務的な立場で予算を一旦観光協会、実行委員会等に渡して動いていると思います。聞くところによるとDMOに関しても中心になって動いていた職員がやめるという話も聞いていますが、予算を充てる以上、ある程度、その中身だったり、組織の状況だったりを多少なりとも管理する必要があると思うのですが、ただ予算を投げて後は知らないということではないと思いますので、その辺いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

やはり別組織ですから、簡単にあまだ、こうだということは言えないと思います。組織について伺いたいということであれば、大変申しわけないんですが、組織の何について聞きたいのか教えていただければ、また私たちのほうでも調べることもできます。実際、私も観光協会の会長も兼務しておりますので、答えられる部分はあろうかと思っております。想定される中で私が答えさせていただきますが、1人3月末で退職をする方がいまして、それからDMOの担当をしていたのも事実でございますが、その退職理由につきましては、例えば仕事がついとかがそういう話ではなくて、あくまでも個人的な理由でありましたので、組織として、観光協会の会長という立場でも引きとめることはしばらく理由でございました。それだけは申し上げたいと思います。あわせて職員数についても必ずしも十分ではないという認識をしております、募集をかけているところですが、座間味村のみならず、日本全国そうですが、今、人手不足ということでなかなか人材が見つからないというのが現状でございます。現在も募集をかけておりますので、できるだけ早急に新しい人材が見つかって、観光協会が充実したスタッフの人数で運営ができるように望んでいるところです。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

一つお聞きしたいんですが、今現在進めている村の観光振興計画作成の中での観光協会とのかかわり等があるのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

今、観光振興計画について意見を聴取しているんですが、まだ私のほうに実際、計画の策定中でありまして、実績が上がっていないものですから、中身の調整についてはお答えいたしかねます、申しわけございま

せん。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

観光振興計画については、観光協会にも応援を頼んでおりますが、実質、座間味村長が各方々をお願いをしてつくるのが観光振興計画でございます。ですから中心になっているのは観光協会ではなくて、来週の月曜日にも審議会が開かれますが、そういった審議会の中で最終的な座間味村の観光振興計画の素案ができ上がると認識をしております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

わかりました。あと予算の中でも頑張る観光支援事業1，100万円ほど予算が組まれておりますが、これも一旦、観光協会を經由してそれぞれの各実行委員会等で運営されていくと思っておりますが、その辺も含めて、別組織だからということじゃなくて、ちゃんとチェックする必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

中身を全く何もわかっていないということではございません。質問に対して答えられる部分はしっかり答えていきたいと思っておりますので、先ほどの答弁でございますから、その辺はぜひ御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの宮平譲治議員の御質問の中にあつたんですが、観光協会を通してではなく、各実行委員が事務費として観光協会に一部を払っているという形になっております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

あんまりそこに触れたくはなかったのですが、今の観光協会の状態で、新年度から役場の組織体制も変わります。船舶観光課、産業振興課が分かれて、それぞれの専門的なもので分かれるということですが、今の観光協会の組織状態が職員もいなく…、職員は今阿嘉島に事務局長1人だけですか、そんな状況で座間味島においては職員もない状態で、そこで働く人たちの出勤状態だったり、予算も扱っております。そういう今の状況で果たしてこの予算を充てることを適切だとは私は思っていないのですが、このような状況が続くのであれば、観光担当を観光協会の中に配置してしっかりと管理する、指示する必要も、方法もあるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

その辺は私の選択肢の中にも入っておりますが、今度の4月からということは考えておりません。まずは観光協会にしっかり頑張ってもらわないといけないと思っております。先ほども言いましたが、人材不足が

ありまして非常に厳しい状況です。役場の中でも何とか人を充てて、職員を充てている状況でございますので、その中で将来的には宮平議治議員がおっしゃったような考え方というの私は選択肢として持っておりますが、4月からそれを行う予定はございません。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平議治議員。

○ 1 番（宮平議治議員）

今後、村の、村長の施政方針の中でもうたっております。持続可能な観光、村づくり、それをしっかりと形にし、維持していくためにも今後、本当に観光協会を核として大事に育てていく組織なのか、そうでないのかということになると思いますので、しっかりとした体制をつくっていただきたいと思っております。いまだに表に出てきていない大きな問題がありますが、そういうことが起こらないためにも本当は表に出してしっかりとたすべきだと思っております。その辺も含めてしっかりとした監督、責任が村にもあると思いますのでよろしくお願いします。観光協会に関しては以上です。すみません、観光の中からも一つ、浄水場問題について触れたかったのですが、触れていいですか。

小さな島の限られた土地を有効利用するためにも、この観光振興計画の中でそれぞれの各地域ごとに村の計画を考えていっているのかどうか、内容はわからないのですが、例えば各字ごとに、阿佐地区ですと、施政方針にもある、持続可能な観光を考えた場合に長期的にいろいろと整備や保全していく部分は保全していかないといけないと考えておりますが、例えば阿佐地区ですと、多くのフクギ並木が残っております。それを保全しながら、また石垣等も整備、復活させながら、阿佐地区は今後こういう地区で守っていききたいとか、また阿真地区ですと、キャンプ場を中心に今後もウミガメが訪れるビーチ、それを楽しみに癒やしを求めて今後もキャンプ場用地としてそこはしっかりと守っていくべきだと思っております。だからなおさら、そこに浄水場があるのは、私は適当じゃないと思っております。今後の村の観光振興、これからの将来の子供たちに村のこれからの可能性を残すためにも、そこは今の状態、さらにこの前の議会でもキャンプ場の条例改正もありました。新しい流れの中でいろんな可能性がキャンプ場にまだ残っていると思います。それを中心に村の観光振興がキャンプ場を中心に、今後も進められる大切な場所だと思っておりますので、観光に付随した施設だといいと思うのですが、私は村の限られた平地は少ないですので、キャンプ場用地がそこに適した目的で活用されるべきだと思っております。あと近隣離島を見ましても、ほぼ…、ほぼというか、浄水場に関しては高台に建設されています。これまで座間味に関しても高月山、高台です。浄水場は高台にあって、高台につくっても問題がない、可能な施設だからこれまでも高台にあったと思います。必ずしも平地が望ましいというわけではないと思っておりますので、その辺も含めて島の限られた土地をみんなで今後、何十年、村長の任期だけでこの島は終わるわけではないですので、長い目で見て、我々も一緒に島の将来、夢を描いていけるようなまちづくり、村づくりができたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどから申し上げているとおり観光も大切です。環境保全も大切です。議論はかみ合いませんが、宮平議治議員は山の上、私はキャンプ場隣接地がいいという話をしておりますけれども、総合的に見て、環境保全、観光振興、どちらにとってもベストは今の2人の意見だけではないのかもしれませんが、ベターでもよろしいです。できるだけいい方向性を探せるように私としても努力していきたいと思っておりますのが1つと。先ほどありましたフクギの話とか各地域の話も含めて、私の施政方針でも述べさせていただきました、教育委員会部局では新たな文化財の発掘も含めて取り組んでまいりますということで、教育長のほうからそうい

う申し出もありましたので、そういったところもしっかりと受けとめて観光のためだけではなくて、村の文化財保護についてもしっかりとやっていく所存でございますので、御理解をお願いしたいと思っております。もう一つは何でしたか…。そういうことで、浄水場の話がメインになってしまいましたが、それぞれの立場でしっかりと意見をぶつかり合わせることは大切ですから、これからもまた議論をさせていただければと思います。ああ、村長がやっているだけが座間味村の将来はないからという話ですが、もちろんです。私は自分の任期の間だけこの村がよければいいというふうには一切考えていませんので、そういった発言に関しましてもしっかりとそういうことはないということを言いたいと思っておりますけれども、ぜひとも、譲治議員にもお願いしたいのは、そういうふうになっているというふうには、私が思われているのは非常に心外でございます。本当にそう思っているのでしょうか、それは本当に心外なので、そういったことの発言はやめていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

今の発言はそういう意味で言ったわけじゃなくて、私も全て村長を批判しているのではありません。支持している人の1人として考えてほしいのですが、多くの方がおかしいと思っていることを言う、ただすことで村長の評価は上がると思っていますので、私も一番村長を支えている人の一人だと思っていますので、勘違いしないでください。よろしく申し上げます。

次に一次産業振興についてお願いします。本村の一次産業については、水産業に関しては少しずつ形になってきている部分がありますが、農業に関してはこの四、五年、逆に衰退していつているのかと私は思っております。本村のリーディング産業でもある観光業、それを持続可能にするためにも一次産業、そこでの観光振興計画の中に出てくる話でも、結局、一次産業、農業を形にできないかという話も出てきます。少しでも島の農業が形になることで特産品だったり、地産地消につながり、今の観光業に付加価値をつけることにつながると思っております。施政方針の中にもうたわれていましたので、この質問をする必要があるのかどうか。施政方針の中でうたわれている村長が述べていることをしっかりと形にできれば、この村の一次産業もしっかりと形になるのかなと思っております。それを我々議会も協力して、しっかりと形にできるような取り組みが一緒にできればと思っております。

この施政方針の中の一つに営農支援を行い、やる気のある生産者を徹底して支援する仕組みづくりというのも書かれておりますが、8ページの下のほう、担当課長がわかると思うのですが、阿嘉島のほうで若い青年が農業に夢を描いているいろいろ取り組もうとしていると思っておりますが、その辺に関しての今後支援等も可能なかどうかよろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

村長の施政方針でもありましたとおり、やる気のある生産者を徹底的に支援していくということですので、何らかの御相談があれば積極的に村のほうも絡んでいきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

できれば、ほかの村、よその事例でもありますが、年間200万円なり300万円を1人に対して充てて、しっかりと農業が形になるまで支援しているような政策もあります。今も阿嘉島ではシークワサーを中心

にいろいろ考えていると思いますが、圃場整備であったり、阿嘉ですとシカ柵も必要になってくると思います。大きな初期投資が必要になってくると思いますので、可能な限り、これが形になることで村にとっての大きな効果を生み出すと思いますので、可能な限り支援できる部分は支援すべきだと思っていますので、よろしくをお願いします。

あと施政方針の中でリュウキュウマツの事業のことを書いてありますが、この流れを教えてくださいなのですが、沖縄県森林組合ですか、リュウキュウマツを伐採して持ち出して、一部は村の学校のテーブル等にかわっていただいているみたいですが、この流れを少し教えてくださいなのですが。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

今回、植樹祭のために本村の松を利用するというのが、昨年、平成30年の当初にありました。そこでどうしてもテーブルに本村の松を使いたいということで、村長が沖縄県と掛け合いまして、こういった形になっているところであります。今、松を切り出しております。そして加工に入る準備をしているところであります。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどのうちの課長からの答弁に多少つけ加えさせていただきます。先ほどは全国育樹祭で行われるオンツクエの話だけで終わっていましたが、これまでの流れを含めて話をさせていただきますと、これまで植林をしてきたリュウキュウマツが非常に大きくなってきたということで、そろそろ利活用の時期になっているというのがまず一つであります。そのあと、その場所に、そのリュウキュウマツを切り倒した後に、最終的には新たな造林事業を入れていくというところですが、その中間地点として、伐採した木をそのまま捨てるわけにはいきませんので、沖縄県森林組合と協議を行っていく中で、伐採した材木、リュウキュウマツに関しては森林組合に引き取ってもらおうということが一つ。その見返りというわけではないんですが、引き取ってもらって利活用していただくんですが、例えば私たちがここに付けている名札をつくってもらったり、一番大きいのは、もう6年目に入るんでしょうか、小学校3校の新1年生に対して勉強机を本村のリュウキュウマツを使って無償でつくっていただくということをしております。それと木を切り出した場合、船で搬出するわけですが、その車を含めた搬出の船代、そこはしっかりと払っていただくということで事業を進めているところでありまして、まだその切った場所には植林は始まっておりませんが、順次そういった形で山の木の入れかえをしていくという事業が大きな目的でやらせていただいているところです。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平讓治議員。

○ 1 番（宮平讓治議員）

わかりました。可能であるならば、その材料を利用して、村に木材等の加工場なりが可能であれば、島の大切な資源として、村の商品として売り出すような取り組みは考えられないのかどうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

全くゼロではないと思っておりますが、やはり技術の問題、それとリュウキュウマツですから、やはり切り倒して木材として加工するまでの時間が非常にかかるという話も聞いておりますので、そういったことを考えますと、すぐにできる話ではないと思っております。ただ、過去にも森林組合と話をさせていただいたんですが、例えば森林が豊かな地域などに行きますと、この木を薄く切ってしおりにしたりとか、その木を活用したお土産をつくっているところもございますので、そういうことに絡んで、例えば森林組合にお願いをしてお土産を当面はつくっていくとか、それをやることによって、また新たな就業といいますか、そういう技術を持った人たちが座間味で行いたいという雰囲気をつくっていくというのは可能だと思いますが、ちょっとパッと考えたところでは、今すぐにできるというのはなかなか難しいのかなと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

わかりました。今後、さらにいい形で島の木材が活用できるような形ができればいいのかなと思っておりますのでよろしくお願いします。

あとイノシシ対策についてですが、私は聞いていますが、簡単な予算と新年度に向けた取り組み等、説明いただければと思うんですが、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

外来のイノシシによる農業被害も確認されております。早期の対策が必要であると考えております。具体的な対策といたしまして、沖縄県が行う指定管理鳥獣等捕獲事業により、県が委託した業者により捕獲を行っていただき、村におきましては、鳥獣被害対策防止総合対策交付金を活用した被害防除事業を行ってまいります。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

これは今、入ってきているイノシシを完全に駆除するという方向で進んでいるということによろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

おっしゃるとおり、計画では全滅を目指しております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

今、イノシシを最初に発見した当初と今と、島の人々のイノシシに対する考えも変わってきているのかなと私は思っているんですが、当初は早急に対応しないと、後々手がつけられない大変な状況になるということをおもな最初は言っていたと思うんですが、今、恐らく島内に50頭以上、100頭以上まではいかないぐ

らいがいるのかなと思うのですが、今後、このイノシシをなかなか農業振興が進まない村ですので、イノシシを島の新たな食材源として有効活用できるような取り組みはできないのかよろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

いわゆるジビエですが、簡単ではないと思います。やはり生き物を殺して食べるというのは営利活動の場合というのは食品衛生法が出てきますので、こういった形でやるのかというハードルは高いと思っております。もちろんすぐに駆除が、根絶ができないわけですから、いろんなことを考えていかないといけないというのは現実としてありますが、そういったところをクリアすることが必要であるということがまず大前提としてあるということと、昨今、東日本大震災以降を含めて、日本各地でイノシシ被害が非常にひどくなっています。去年も高齢の方が、県外ですが指をかみちぎられたとかクリーニングのランドリーが壊されたとか、お店に入ってきたということで、これまで私たちが悩んでいたシカ被害とはまた違った形での、シカ以上の脅威があるのではないかというふうに座間味を見ている限りでは感じているところではございますので、シカを何もしないというわけではないんですが、シカ対策はシカ対策でやりますけれども、やはりなかなかそういったジビエをやりながら共存していくというのは非常に難しい動物じゃないかと思っております。これまでに捕獲されたのは頭数が少ないんですけども、一番大きいのは100キロを超えます。百歩譲って琉球のシシですと五、六十キロだと聞いておりますけれども、ニホンイノシシが入ってきているものから、また話を聞きますと、阿真地区においては屋敷の近くまで来ているという話もありまして、子供たちも多い、観光客も多い、そういった状況の中でどういう対応をしていくのかというのは非常に難しいところでもあります。それから何頭いるのかというのは皆目見当つきませんが、ある人に言わずと、私から50頭、100頭と言ったら、いや、もっといるんじゃないかと。それぐらいいるので見受けられるという話をしていました。それからきのうもちょっと行ってきたんですが、今、やんばろの方に来ていただいて、調査という形で捕獲事業をしていただいておりますけれども、山の中を歩いていただくと、これは相当な数がいるという話を聞いておりますから、宮平譲治議員がおっしゃるのもわかるんですが、私たちはこれまで以上に危機感を持たないといけないのかなという認識を持っているところでございます。ジビエについては、また主管課長がしっかり考えていろんなことを試していくかもしれません、その場合は、そのときはまた御理解と御協力というか、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

よくわかりました。今は農作物等の被害、あと生態系等にも被害が多少なりともあると思います。あと人にまで被害が起こると、村長が言うように大変なことになりますので、しっかりと対応のほうをよろしくお願いします。あと課長のほうはイノシシと話し合って、産業振興にも結びつけるような話し合いをイノシシさんとしてください。よろしくお願いします。

あと最後の質問ですが、島外事業所の件ですが、商工会を經由して島の各事業所にアンケート調査を行われておりましたが、那覇座間味間の航路の件ですが、その辺に関しての村の対応というのはどのような形だったのかお願いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御質問のありました島外事業所の受け入れに関しましては、先ほど議治議員からありましたとおり、1日2往復運航し、観光客を送迎する目的となっております。事業内容を踏まえ、村内各種団体、旅客送迎事業計画についてのアンケート調査を行った結果、懸念をすとの回答をいただいております。海洋生物へ環境負荷の面から旅客送迎事業所に対し、村内各団体の動向を見守っていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

1番 宮平議治議員。

○ 1番（宮平議治議員）

わかりました。この件に関しては商工会の事務局のほうで、多少中身を見せてもらって、島の事業所の意見、思い等を確認したのですが、村としても島の事業所の思いを尊重するような対応をしてほしいと思っていますのでよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第7. 議案第1号 専決処分の承認について（平成30年度座間味村一般会計補正予算（第6号））から議案第9号 平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしくお願いいいたします。

議案第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 平成30年度座間味村一般会計補正予算（第6号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成30年12月25日

- 4 専決処分の理由 台風24号及び25号により被害のあった村道慶留間阿嘉線の災害復旧査定により補助額が確定したため補正予算が必要となったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分を行った。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

台風24号及び25号により被害のあった、村道慶留間阿嘉線を早急に復旧するため平成30年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について、専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

台風24号及び25号により被害のあった、村道慶留間阿嘉線の災害査定にて補助額が決定し早急に復旧工事を実施する必要があるが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

平成30年12月25日

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村一般会計補正予算（第6号）

平成30年度座間味村一般会計の補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,306千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,659,614千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 国 庫 支 出 金		61,427	132,191	193,618
	2 国 庫 補 助 金	40,305	132,191	172,496

款	項	補正前の額	補正額	計
16 繰入金		304,175	315	304,490
	2 基金繰入金	134,306	315	134,621
19 村債		62,651	32,800	95,451
	1 村債	62,651	32,800	95,451
歳入合計		2,494,308	165,306	2,659,614

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		20,105	165,306	185,411
	2 公共土木施設災害復旧費	15,394	165,306	180,700
歳出合計		2,494,308	165,306	2,659,614

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
1 災害復旧事業債	1,200	32,800	34,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 (借入時期) 平成30年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め15年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	1,200	32,800	34,000			

議案第2号

平成30年度座間味村一般会計補正予算(第7号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村一般会計補正予算（第7号）

平成30年度座間味村一般会計の補正予算（第7号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,655,554千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費は、「第3表 繰越明許費補正」による。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 利子割交付金		85	△17	68
	1 利子割交付金	85	△17	68
4 配当割交付金		118	△7	111
	1 配当割交付金	118	△7	111
5 株式等譲渡所得割交付金		88	9	97
	1 株式等譲渡所得割交付金	88	9	97
6 地方消費税交付金		17,150	461	17,611
	1 地方消費税交付金	17,150	461	17,611
9 地方交付税		873,327	712	874,039
	1 地方交付税	873,327	712	874,039
11 使用料及び手数料		80,865	△2,458	78,407
	1 使用料	74,067	△2,372	71,695
	2 手数料	6,798	△86	6,712

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		193,618	3,357	196,975
	1 国庫負担金	17,661	△188	17,473
	2 国庫補助金	172,496	3,546	176,042
	3 国庫委託金	3,461	△1	3,460
13 県支出金		882,455	△4,494	877,961
	1 県負担金	12,211	205	12,416
	2 県補助金	836,148	△4,614	831,534
	3 県委託金	34,096	△85	34,011
15 寄付金		4,001	4,535	8,536
	1 寄付金	4,001	4,535	8,536
16 繰入金		304,490	△28,738	275,752
	2 基金繰入金	134,621	△28,738	105,883
17 繰越金		76,218	23,171	99,389
	1 繰越金	76,218	23,171	99,389
18 諸収入		17,371	9	17,380
	4 雑収入	17,369	9	17,378
19 村債		95,451	△600	94,851
	1 村債	95,451	△600	94,851
歳入合計		2,659,614	△4,060	2,655,554

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		36,771	△390	36,381
	1 議会費	36,771	△390	36,381
2 総務費		378,741	5,172	383,913
	1 総務管理費	344,593	6,794	351,387
	2 徴税費	13,297	△870	12,427
	3 戸籍住民基本台帳費	14,534	△83	14,451
	4 選挙費	4,672	△321	4,351
	5 統計調査費	582	△348	234
3 民生費		175,686	707	176,393
	1 社会福祉費	151,163	1,543	152,706
	2 児童福祉費	24,523	△836	23,687

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		175,187	△2,784	172,403
	1 保健衛生費	93,421	△1,976	91,445
	2 清掃費	81,766	△808	80,958
6 農林水産費		88,801	△3,306	85,495
	1 農業費	43,132	△296	42,836
	2 林業費	26,198	△3,046	23,152
	3 水産業費	19,471	36	19,507
7 商工費		114,844	△11,496	103,348
	1 商工費	114,844	△11,496	103,348
8 土木費		1,004,736	△1,670	1,003,066
	1 土木管理費	10,635	△108	10,527
	2 道路橋りょう費	43,931	△3,312	40,619
	3 河川費	7,480	△499	6,981
	4 港湾費	849,441	△110	849,331
	5 下水道費	30,230	2,359	32,589
9 消防費		17,403	983	18,386
	1 消防費	17,403	983	18,386
10 教育費		355,016	8,740	343,756
	1 教育総務費	149,889	7,724	157,613
	2 小学校費	115,369	2,751	118,120
	3 中学校費	9,732	△402	9,330
	4 幼稚園費	30,804	△746	30,058
	5 社会教育費	3,439	△409	3,030
	6 保健体育費	25,783	△178	25,605
11 災害復旧費		185,411	△16	185,395
	2 公共土木施設災害復旧費	180,700	△16	180,684
歳出合計		2,659,614	△4,060	2,655,554

第2表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
緊急防災・減災 事業債	3,800	△600	3,200	(借入方法) 証書借入又は 証券発行による。 (借入時期) 平成30年度。 ただし、事業 その他の都合 により、その 一部又は全部 を後年度に繰 り延べて起債 することができる。	年6%以 内(た だし、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につ いて、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利 率)	償還期間は、措 置期間を含め15 年以内とする。 償還方法は、元 利均等、元金均 等等による。 ただし、財政の 都合により、措 置期間中であ っても繰上償還、 償還年限を 変更し、又は 借り換える ことができる。
計	3,800	△600	3,200			

第3表 繰 越 明 許 費 補 正

款	項	事 業 名	金 額
6 農林水産費			25,800千円
	1 農業費	農業基盤整備促進工事	25,800千円
8 土木費			874,903千円
	2 道路橋りょう費	阿佐区避難路法面对策工事	2,668千円
	2 道路橋りょう費	阿真地区道路整備工事	20,918千円
	2 道路橋りょう費	修繕費	2,512千円
	4 港湾費	施設修繕費	6,895千円
	4 港湾費	(一括) 歴史文化・健康づくり拠点 整備施工管理委託費	23,034千円
	4 港湾費	(一括) 歴史文化・健康づくり拠点 整備磁気探査委託費	10,800千円
	4 港湾費	(一括) 歴史文化・健康づくり拠点 整備工事請負費	799,793千円
	6 住宅費	修繕費	8,283千円

款	項	事業名	金額
10	教育費		119,194千円
	1	教育総務費 手数料	52千円
	1	教育総務費 (一括)座間味村戦跡及び戦跡記念 碑等環境整備施工管理委託費	4,884千円
	1	教育総務費 (一括)座間味村戦跡及び戦跡記念 碑等環境整備事業(座間味島)	31,104千円
	1	教育総務費 土地購入費(学校用地)	1,116千円
	1	教育総務費 阿嘉小学校教員宿舎耐力度調査	2,000千円
	1	教育総務費 冷房設置特例交付金工事	8,926千円
	2	小学校費 阿嘉小学校校舎改築設計委託業務	22,896千円
	2	小学校費 阿嘉小中学校校舎解体工事	23,570千円
	4	小学校費 阿嘉校仮設校舎設置工事	24,646千円
11	災害復旧費		168,694千円
	2	公共土木施設災害 復旧費 村道慶留間阿嘉線災害復旧本工事	168,694千円
合 計			1,188,591千円

議案第3号

平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,611千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210,307千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		35,588	△69	35,519
	1 国民健康保険税	35,588	△69	35,519
10 繰入金		27,177	7,376	34,553
	1 一般会計繰入金	27,176	7,376	34,552
12 諸収入		47	304	351
	4 雑入	4	304	308
歳入合計		202,696	7,611	210,307

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		10,615	△159	10,456
	1 総務管理費	10,586	△159	10,427
2 保険給付金		136,700	3,000	139,700
	2 高額療養費	17,249	3,000	20,249
6 保健事業費		3,396	△230	3,166
	2 保健事業費	1,688	△230	1,458
10 予備費		569	5,000	5,569
	1 予備費	569	5,000	5,569
歳出合計		202,696	7,611	210,307

議案第4号

平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ819千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,374千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		4,548	819	5,367
	1 後期高齢者医療保険料	4,548	819	5,367
歳入合計		8,555	819	9,374

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		7,678	819	8,497
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	7,678	819	8,497
歳出合計		8,555	819	9,374

議案第5号

平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,884千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ878,854千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		690,044	△72,558	617,486
	1 運航収入	687,885	△72,415	615,470
	2 営業収益	2,157	△143	2,014
2 繰越金		1	20,272	20,273
	1 繰越金	1	20,272	20,273
5 基金繰入金		200,693	40,402	241,095
	1 基金繰入金	200,693	40,402	241,095
歳入合計		890,738	△11,884	878,854

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		521,455	△14,417	507,038
	1 旅客日	2,726	△150	2,576
	5 燃料潤滑油費	189,444	△8,900	180,544
	6 養缶水費	1,860	△100	1,760
	7 港費	3,435	△150	3,285
	9 船費	320,753	△5,117	315,636
2 営業費用		114,287	△2,467	111,820
	3 船舶備船料	2,311	△260	2,051
	4 航路付属施設費	4,506	△738	3,768
	5 店費	99,920	△1,469	98,451

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産費		0	10,000	10,000
	2 積立金	0	10,000	10,000
6 予備費		5,473	△5,000	473
	1 予備費	5,473	△5,000	473
歳出合計		890,738	△11,884	878,854

議案第6号

平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,076千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,439千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業収入		31,926	△1,500	30,426
	1 営業収入	31,926	△1,500	30,426
3 繰入金		57,115	424	57,539
	1 繰入金	57,115	424	57,539
歳入合計		102,515	△1,076	101,439

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 簡易水道事業費		62,279	△1,076	61,203
	1 営 業 費	62,279	△1,076	61,203
歳 出 合 計		102,515	△1,076	101,439

議案第7号

平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,954千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 下水道収入		11,030	△430	10,600
	1 下水道収入	11,030	△430	10,600

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		42,000	△2,483	39,517
	1 国庫補助金	42,000	△2,483	39,517
4 繰入金		30,230	2,359	32,589
	1 繰入金	30,230	2,359	32,589
6 村債		28,000	△3,400	24,600
	1 村債	28,000	△3,400	24,600
歳入合計		111,264	△3,954	107,310

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		93,231	△3,954	89,277
	1 下水道事業費	93,231	△3,954	89,277
歳出合計		111,264	△3,954	107,310

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
1 下水道事業債	14,000	△1,700	12,300	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
2 辺地対策事業債	14,000	△14,000	0	(借入時期) 平成30年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		
3 過疎対策事業債	0	12,300	12,300			
計	28,000	△3,400	24,600			

議案第8号

平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,267千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業収入		4,853	△400	4,453
	1 下水道収入	4,853	△400	4,453
5 繰入金		5,393	400	5,793
	1 繰入金	5,393	400	5,793
歳入合計		10,267	0	10,267

議案第9号

平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,459千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		2,672	△13	2,659
	1 繰入金	2,672	△13	2,659
6 繰越金		1	13	14
	1 繰越金	1	13	14
歳入合計		3,459	0	3,459

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		2,754	△2	2,752
	1 農業集落排水事業費	2,754	△2	2,752
2 公債費		705	2	707
	1 公債費	705	2	707
歳出合計		3,459	0	3,459

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第8. 議案第1号 専決処分の承認について（平成30年度座間味村一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは午前中、中村 勇議員から質問のあった阿嘉慶留間線の、結局補助額も決定して、これで前回入札して不調に終わったということなのか。この金額をもとにして。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

おっしゃるとおりでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは、また3月18日ごろ予定をしているというんですけども、このままの額で入札が、変な言い方落札できるんですか。ちょっとお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

できることを信じております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これが再度、変な話、不調に終わったとした場合に、新たに今年度増額補正ということも、要するに村の持ち出し分として、国はもう決定していますから、ということも考えられるんですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

その辺に関しましては、まだ検討しておりません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは一日も早く復旧していただきたいことですから、私だけではなく残りの議員も専決処分に関して何の問題もないと思うんですけども、要はこれからの動きがとても気になる場所ですので、さっきから言っているように、やっぱりある程度情報交換をやって、これで入札が不調に終わったけどどうしようかなということも含めて、やっぱり阿嘉、慶留間の村民は一日も早く復旧を願っていますので、その辺を含めたら情報提供もよろしく願います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 専決処分の承認について(平成30年度座間味村一般会計補正予算(第6号))を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第1号 専決処分の承認について(平成30年度座間味村一般会計補正予算(第6号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9. 議案第2号 平成30年度座間味村一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

19ページ、総務管理費、3目企画費、このリカツステージ基本設計委託事業546万5,000円、これはどういった事業ですか、教えていただけますか。

○ 議長(中村秀克)

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(松田 力)

これは港湾施設に建設を予定しておりますビジターセンターのそばにステージを設置しようということで、その基本設計の予算となっております。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

わかりました。

○ 議長(中村秀克)

ほかに質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

20ページ、同じく総務管理費、13目、字のごとく座間味村ふるさと応援基金積立金、積み立てをするのはいいんですけども、この応援積立金というのは後々どういったものに使われる基金ですか。

○ 議長(中村秀克)

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(松田 力)

これは納税者の使用目的、要望があったところに配分する予定です。とりあえず一旦基金に積み立てておいて、そこからまた一般会計に繰り出しして使用する予定となっております。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長(中村秀克)

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

歳出、消防費、32ページお願いします。非常用消防費の需用費、ヘリポート修繕費になりますけれども、これは49万9,000円と予算的に少ないんですけども、これはどこの修繕となっていますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（松田 力）

これは今現在、阿嘉のヘリポートの照明にふぐあいがありまして、その修繕のための予算措置となっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

この前たまたま急患が出て、阿嘉のヘリポートが使えないということで急遽慶良間空港におりてもらったんですけども、このような事例もありますので、早目の点検を、照明をつけてもらえますようよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 平成30年度座間味村一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第2号 平成30年度座間味村一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第3号 平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第3号 平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第4号 平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第4号 平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第5号 平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

1つぐらい聞いておかないと申しわけないかなと思ってお聞きします。6ページ、歳入ですけれども、これは旅客費から郵便コウソウまで含めて、マイナスのところ、確かに先ほど朝の話にもありましたように、去年は台風等もあって10万人切って9万8,631人という実績が出て、補正減にするのはいたしかたないかなと、要するにこの旅客費はですよ。ところが残りの貨物運賃とか、なぜ当初より補正減にしたのか。それはとれなくて補正減にしているのか、どういう根拠で補正減にしたか、それを自動車運送、自動車運航、この貨物等のマイナスの要因、これをざっとまとめてお願いできますか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

全員協議会のときにも御説明したとおり、台風が7月、8月と襲来したことにより、その貨物、自動車等も減額となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ということは、これは一応、上の旅客費も関連して全く同じような感覚だと捉えていいわけですね。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

おっしゃるとおりでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

そこで一つだけ聞きたいのは、売り掛けはそれとは関係ないと思うんですけども、その売り掛けの減、これはどういう。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

それも先ほど述べたとおり、台風の影響です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第5号 平成30年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第6号 平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第6号 平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第7号 平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第7号 平成30年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第8号 平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第8号 平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第9号 平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第9号 平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第17. 議案第10号 座間味村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、よろしく申し上げます。

議案第10号

座間味村過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項及び第6条第7項の規定に基づき、座間味村過疎地域自立促進計画（平成28年度～32年度）の変更について議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

座間味村過疎地域自立促進計画に、計画変更及び事業の追加が生じたため。これが、本議案を提案する理由である。

以上、よろしくお願いたします。

○ 議長(中村秀克)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 座間味村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第10号 座間味村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第11号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

議案第11号

座間味村税条例の一部を改正する条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項1号の規定により、座間味村税条例(昭和58年座間味村条例1号)の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

地方税法の一部改正により、生産性向上特別措置法に規定する座間味村から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき村内中小企業が取得した設備等について、固定資産税の課税標準に係る特例措置を定める必要

がある。

これが本議案を提案する理由である。

座間味村税条例の一部を改正する条例について

平成31年3月6日

条例第1号

座間味村税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2に次の4項を加える。

- 4 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、0）とする。

附 則

この条例は平成31年4月1日から施行し、平成33年3月31日までの期間とする。

内容につきましては、先日の全員協議会で説明をしましたので省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 座間味村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第11号 座間味村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次の議案第12号につきましては、本会議の前に村長より取り下げの申し出がありましたので、議案第12号は欠番といたします。

日程第19. 議案第13号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス設置条例の全部を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第13号

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス設置条例の全部を廃止する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項1号の規定により、阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス設置条例（平成19年3月22日座間味村条例第14号）の全部を廃止する条例について、議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

（提案理由）

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービスの終了に伴い、本条例を廃止する必要がある。
これが本議案を提案する理由である。

条例第3号

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス設置条例の全部を廃止する条例について

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス設置条例（平成19年3月22日座間味村条例第14号）の全部を廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、よろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス設置条例の全部を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第13号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス設置条例の全部を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第14号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の全部を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

議案第14号

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の全部を廃止する
条例について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項1号の規定により、阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例(平成19年3月22日座間味村条例第15号)の全部を廃止する条例について、議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

(提案理由)

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービスの終了に伴い、本条例を廃止する必要がある。
これが本議案を提案する理由である。

条例第4号

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の全部を廃止する
条例について

阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例(平成19年3月22日座間味村条例第15号)の全部を廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（中村秀克）

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の全部を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第14号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の全部を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第15号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第15号

座間味村使用料条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項1号の規定により、座間味村使用料条例（昭和47年6月20日条例第36号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

（提案理由）

保健師住宅の月額使用料について、著しく安価であり、他の職員との均衡を図るには使用料を改正する必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

座間味村使用料条例の一部を改正する条例

平成31年3月6日

条例第5号

座間味村使用条例（昭和47年6月20日条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条別表第1の保健師住宅の月額使用料を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）

行政財産の名称	単位	使用料
保健師住宅	月額	20,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、よろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第15号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第16号 座間味村キャンプ等禁止区域に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第16号

座間味村キャンプ等禁止区域に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村キャンプ等禁止区域に関する条例の制定について、議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

キャンプ等並びに野宿禁止区域を指定することにより、当該区域及びその周辺の地域における良好な環境を保持するため。

これが、本議案を提案する理由である。

座間味村キャンプ等禁止区域に関する条例の制定について

平成31年3月6日

条例第6号

（目的）

第1条 この条例は、第2条に規定するキャンプ並びに野宿の禁止区域を指定することによりキャンプ及び野宿を行う者の安全を図るとともに当該区域及びその周辺の地域における良好な環境を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「キャンプ」とは、テント、寝袋その他簡易的な用具または設備を整えた車両を用いて山地、林野、海岸又は空地に野営することをいう。「野宿」とは、テント、寝袋、その他簡易的な用具及び設備を整えた車両を用いずに野営することをいう。

（キャンプ及び野宿禁止区域）

第3条 村長は、次の各号のいずれかに該当する地域をキャンプ禁止区域、野宿禁止区域として指定する。

（1）キャンプ禁止区域

座間味村が指定するキャンプ場を除く全ての区域

（2）野宿禁止区域

座間味村全域

（キャンプ及び野宿禁止及び制止）

第4条 キャンプ及び野宿禁止区域内においては、何人もキャンプ及び野宿を行ってはならない。ただし、

キャンプについては、公務上の必要その他の特別な理由によりあらかじめ村長の許可を受けたものについては、この限りでない。

2 村長が指定した職員（以下「関係職員」という。）は、キャンプ及び野宿禁止区域内においてキャンプ又は野宿している者があるときは、その者にキャンプ又は野宿をやめるように指示することができる。

3 関係職員は、前項の指示をするときは、その身分を示す証票を提示しなければならない。

（罰則）

第5条 前条第2項の規定による関係職員の指示に従わなかった者は、1万円以下の過料に処する。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、よろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 座間味村キャンプ等禁止区域に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第16号 座間味村キャンプ等禁止区域に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

散 会（午後4時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 喜 文

署名議員 垣 花 太 郎